
第5章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために

高齢者が、地域で生き生きと生活するためには、介護予防活動をはじめとする地域活動への参加や、地域社会での役割を通して人と人との「つながり」をつくることが重要です。

また、病気や心身機能の低下により要介護状態等になっても、住み慣れたまちで暮らし続けるために、行政、医療・介護の専門機関の支援とともに、住民相互の支え合いによる地域全体のネットワークを強化していきます。

1 地域における支え合いの強化

高齢者数の増加に伴い、高齢者単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯が増加していき、「人間関係の希薄化」や「社会的孤立」から生じる生活上のさまざまな課題を抱える高齢者が増えることが予想されます。

【一般高齢者アンケートの調査結果から】

1 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。この1か月間何人の友人・知人と会いましたか。

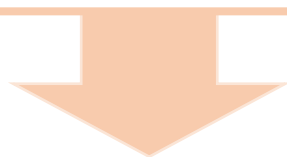
○友人・知人に1か月会っていないと回答した人は10.7%いました。

2 日常生活における小さな困りごとへの支援として、地域の支え合いで解決できたらいいと思うことはありますか。(複数回答)

○「庭の草取りや庭木の枝切り」「見守り・話し相手」「調理や掃除、ごみ出しなどの家事手伝い」と回答した人がそれぞれ約27%いました。

3 地域の支え合いとして、日常生活における小さな困りごとを支援する活動に手助けする側として参加してみたいと思いますか。

○「すでに参加している」と回答した人は4.1%、「参加してもよい」と回答した人は53.1%いました。



高齢者が、身近な場所で主体的に実施する介護予防活動を支援し、地域の健康意識を高めていきます。また、住民が相互に支え合い、生きがいや役割を持って生活できるよう、生活支援の体制を強化していきます。

(1) 一般介護予防事業の充実

- ◇介護予防の必要性について普及啓発し、健康意識を向上させます
- ◇高齢者が自身の健康状態を把握する機会を増やし、個人でも介護予防活動の実践を継続できるように支援していきます
- ◇地域の介護予防活動を自宅や身近な通いの場で展開していきます

① 介護予防普及啓発事業の推進

65歳以上の全ての高齢者を対象に、リーフレットやWEB等を活用して、介護予防に関する情報を発信するとともに、講演会や入門的な介護予防教室を開催し、介護予防に関する知識の普及および啓発を図ります。

ア リーフレット等を活用した普及啓発

後期高齢者健診において、高齢者の健康状態を把握するため、啓発用のリーフレットを配布し、フレイル予防について普及啓発を行います。さらに、市から送付する案内・通知等にリーフレットを同封し、広く市民へ周知していきます。

イ WEB介護予防教室の開催

新しい介護予防活動の在り方の一つとして、市ホームページ上でWEB介護予防教室を開催し、介護予防動画配信、介護予防情報の掲載を行います。

併せて、地域の団体等に向けて介護予防啓発DVDの貸し出しを行います。地域や個人でも動画等を活用した、自主的な介護予防活動が継続できるよう支援していきます。



【介護予防DVD】



【WEB介護予防教室】

ウ 介護予防普及啓発講演会の開催

介護予防の必要性について普及啓発を行うため、介護予防講演会を開催します。

【介護予防普及啓発講演会実施回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
参加者数	130人	163人	100人	140人	140人	140人

※令和2年度以降は見込み量

エ 介護予防教室等の開催

令和2年度まで開催していた入門介護予防教室は、65歳以上の全ての高齢者を対象とし、介護予防活動を自主的に実践・継続できる、自立度・健康度の高い参加者が多くいました。

そのため、令和3年度からは教室内容を見直し、今まで教室に参加していないフレイルの人、フレイルの疑いがある人を対象に「低栄養改善教室」「運動機能改善教室」を開催し、フレイル状態を改善し介護予防活動を継続するための動機づけを行います。

これまで教室に参加していた自立度・健康度ともに高い高齢者へは、市で実施している健康づくり講座(第4章2(5)34ページ)や生きがい講座、生涯学習センターの市民大学講座(第4章1(2)22ページ)などの活用をすすめていきます。

教室では、このWEB介護予防教室の動画をプログラムに取り入れ、自宅でスマートフォン等を活用した介護予防活動を実践できるよう支援します。

また、教室の参加者には加齢に伴い聴力が低下した人もいます。そのような人が教室の内容をしっかりと把握し理解できるよう、モバイル型対話支援システム(※1)を活用していきます。

※1 モバイル型対話支援システム…話し手の声を聴きやすい音質に変換するコミュニケーション機器

【入門介護予防教室実施回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	125回	112回	41回	—	—	—
実参加者数 (延参加者数)	906人 (延2,552人)	906人 (延2,250人)	延955人	—	—	—

※令和2年度は見込み量

【低栄養改善教室実施回数、定員および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	—	—	—	8回	8回	8回
定員	—	—	—	20人	20人	20人
参加者数	—	—	—	160人	160人	160人

※見込み量

【運動機能改善教室実施数、定員および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	—	—	—	8コース	8コース	8コース
定員	—	—	—	20人	20人	20人
実参加者数 (延参加者数)	—	—	—	160人 (延480人)	160人 (延480人)	160人 (延480人)

※1コース3日

※見込み量

② 地域介護予防活動支援事業の推進

介護予防サポーターやフレイルサポーターを養成し、地域の通いの場の活動が、介護予防活動に資する内容として展開できるように人材育成・支援を進めます。

また、地域包括支援センターに「地域型介護予防教室」等を委託し、介護予防活動の必要性について啓発を行います。

ア 通いの場の充実

通いの場は、高齢者の社会参加の機会として、相互の見守りや介護予防の促進に効果的な取り組みであり、さまざまな団体に展開されています。

特に地域の住民が主体となって運営している通いの場は、継続的な活動参加が期待できるという点で、介護予防の観点から重要な役割を果たします。

「ふれあい地域健康教室」・「地域型介護予防教室」を通いの場で開催することで、介護予防活動がより効果的となるよう支援します。

【ふれあい地域健康教室開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	47回	46回	25回	50回	50回	50回
参加者数	1,307人	1,356人	500人	1,500人	1,500人	1,500人

※令和2年度以降は見込み量

【地域型介護予防教室開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	230回	239回	100回	240回	240回	240回
参加者数	4,525人	4,524人	1,500人	3,600人	3,600人	3,600人

※地域包括支援センター委託事業

※令和2年度以降は見込み量

イ ボッチャを活用した地域づくり

ボッチャとは、年齢や障害の有無にかかわらず楽しむことのできるスポーツです。

ボッチャは、(1)誰でも簡単にできる、(2)室内で競技できる、(3)点数を競うため楽しい、(4)個人戦、団体戦など柔軟に対応できる、という特徴があります。

市と地域包括支援センターでは、団体向けに介護予防活動の一環としてボッチャの貸し出しを行います。さらに、ボッチャの指導役となるボランティアの育成を行い、団体同士で交流するなど、地域活動の活性化につなげていきます。

ウ 介護予防サポーターの養成

住民主体の介護予防活動の担い手として、市と地域包括支援センターで介護予防サポーターを養成します。

また、養成した介護予防サポーターを市に登録することにより、新たな情報の提供を行います。さらに、資質の向上を目指したフォローアップ講座の受講を促し、地域におけるサポーターの活躍を支援します。

【介護予防サポーター養成者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養成者数	48人	20人	—	30人	30人	30人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため養成講座を中止

※令和3年度以降は見込み量

【地域型介護予防サポーター養成者数(地域包括支援センター委託)】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養成者数	85人	51人	21人	60人	60人	60人

※令和2年度以降は見込み量

【介護予防サポーターフォローアップ教室参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
参加者数	279人	341人	150人	300人	300人	300人

※令和2年度以降は見込み量

エ フレイルサポーターの養成とフレイルチェックの実施

市民目線での健康意識の変容を促すための取り組みとして、フレイルチェックを行うフレイルサポーターを養成します。

市主催の「フレイルチェック教室」や通いの場などで、フレイルサポーターが参加者にフレイルの気づきを促すことで、「市民のための市民によるフレイル予防」につなげていきます。

令和3年度から特定健康診査や通いの場でフレイル状態にある人に、「フレイルチェック教室」の受講を促すため、大幅に参加者が増えると見込んでいます。

【フレイルサポーター養成者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養成者数	22人	17人	—	20人	20人	20人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため養成講座を中止

※令和3年度以降は見込み量

【フレイルチェック教室実施回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	4回	3コース	5コース	8コース	10コース	12コース
定員	20~30人	20人	15人	25人	25人	25人
実参加者数 (延参加者数)	97人	45人 (延87人)	75人 (延150人)	200人 (延400人)	250人 (延500人)	300人 (延600人)

※1コース2日

※令和2年度以降は見込み量

③ 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

地域包括支援センターとともに、地域の介護予防活動が、自宅や身近な通いの場で展開できることを目指します。地域の通いの場等に理学療法士、管理栄養士や保健師等の医療専門職を派遣し、住民主体の団体や介護予防を支える支援者の資質を向上させ、より効果的な支援を提供します。

また、令和2年度から「自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議」を実施しています。(令和2年度は試行的実施。)

この個別会議では、要支援認定者などから対象者を抽出し、多職種の専門職が知見を活かして、自立支援や介護予防のためのケアマネジメント検討を行います。

会議の積み重ねにより、関係機関と連携を図りながら、地域における介護予防の課題について把握を進めていきます。

【地域の通いの場への医療専門職派遣団体数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
派遣団体数	2団体	2団体	中止	3団体	3団体	3団体

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度以降は見込み量

【自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議開催回数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	—	—	2回	12回	12回	12回

※令和2年度以降は見込み量

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ◇介護予防・生活支援サービス事業を安定的に運営します
- ◇新たに通所型短期集中型予防サービスの開始を検討します
- ◇住民主体型訪問サービス団体が充実するよう支援や周知を行います

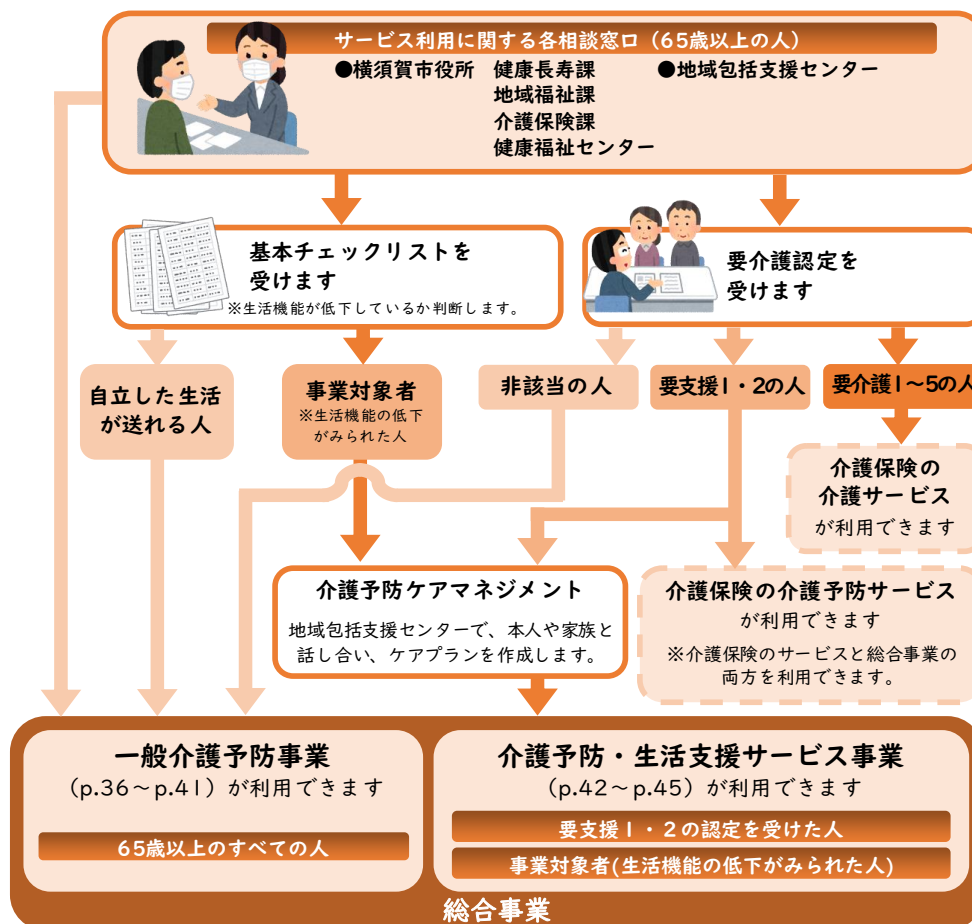
① 介護予防・生活支援サービスの推進

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、介護サービス事業者による介護予防のサービスに加え、地域の実情に応じ、NPO や民間企業、住民ボランティア等の多様な主体が参画し、サービスを提供するものです。

生活支援を必要とする要支援者等に対し、効果的かつ効率的な支援が可能になるとともに、住民主体のサービスの広がりにより、地域の支え合い体制の推進を目指します。

総合事業は、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業で構成されています。

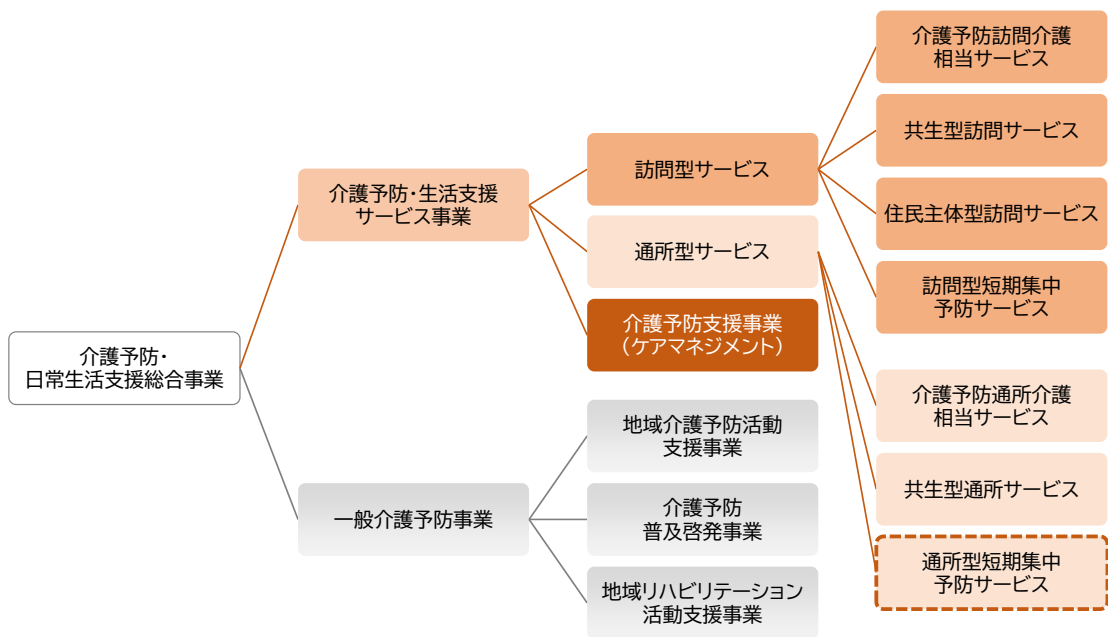
【総合事業利用までの流れ】



介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者は、要支援1・2の認定を受けた人、または基本チェックリスト(※1)により生活機能の低下がみられた人(事業対象者)です。多様な生活支援ニーズに応えるため、従来の介護保険における介護予防サービス(相当サービス)に加えて、多様な担い手による訪問型サービス、通所型サービスを提供します。

※1 基本チェックリスト…暮らし・運動・栄養・歯や口・外出・物忘れ・こころの項目からなる生活機能の状況を確認する25項目のチェックリスト

【横須賀市における総合事業の実施状況】



ア 介護予防訪問介護相当サービスの実施(共生型介護予防訪問介護相当サービスを含む)

ホームヘルパー(訪問介護員)による掃除、洗濯などのサービスを提供する介護予防訪問介護相当サービスを実施します。

要支援1・2の人が、新規または更新の介護保険認定調査時において「買い物と調理の介助が必要ない」と判断された割合は増加しており、サービス利用量は減少傾向にあります。これは、配食サービスの充実、単身向け少量の食品販売の増加や軽量・多機能化した生活家電の販売など生活の利便性が向上していること、また生活支援を行う住民主体のボランティア団体等のインフォーマルサービスの増加が理由として考えられます。

今後も現行のサービスを維持しつつ、サービス利用量の推移を注視します。

※ 見込み量は第7章3(2)介護保険サービス量の推計152ページに記載

【要支援認定者のうち、買い物・調理の介助が必要ないと判断された人の推移】

区 分	平成29年10月	平成30年10月	令和元年10月
ア 買い物・調理の介助が必要ない人	1,372人	1,578人	1,665人
イ 10月時点の要支援認定者数	4,236人	4,822人	4,943人
ウ 要支援者に対する割合（ア/イ）	32.4%	32.7%	33.7%

イ 介護予防通所介護相当サービスの実施(共生型介護予防通所介護相当サービスを含む)
 デイサービスにおいて、体力や筋力トレーニングを行う介護予防通所介護相当サービスを実施します。令和2年9月時点で、総合事業において通所サービスは本事業しかありません。通所サービスのニーズは高まっており、安定したサービス提供を継続していくとともに、新しい通所サービス(詳細は、エに記載)の開始を検討します。

※ 見込み量は第7章3(2)介護保険サービス量の推計152ページに記載

ウ 訪問型短期集中予防サービス(訪問型サービスC)の実施

訪問型短期集中予防サービスは、閉じこもりなどによる心身機能の低下や低栄養による虚弱の改善のため、理学療法士、管理栄養士や保健師による相談、支援を3か月以内の短期集中的に実施します。

利用実績がわずかな理由としては、本事業の対象となる人はうつ傾向等により他の通所サービス等の利用ができない人と限られていることが挙げられます。

国保データベースシステムの活用や、自立支援・介護予防のための地域個別ケア会議を通じて、対象者を効果的に抽出しサービスの利用につなげることで、対象者の生活機能改善を目指します。

【訪問型短期集中予防サービスの利用者数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	0人	2人	7人	7人	7人	7人

※令和2年度以降は見込み量

エ 通所型短期集中予防サービス(通所型サービスC)の検討

短期集中的に専門的なサービスを受けることで自立に向けた機能向上が図れる人を対象に、通所型短期集中予防サービスの開始を検討します。

対象者は、国保データベースシステムの活用、自立支援・介護予防のための地域個別ケア会議を通じて、効果的に抽出します。

【通所型短期集中予防サービスの利用者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	—	—	—	7人	7人	7人

※見込み量

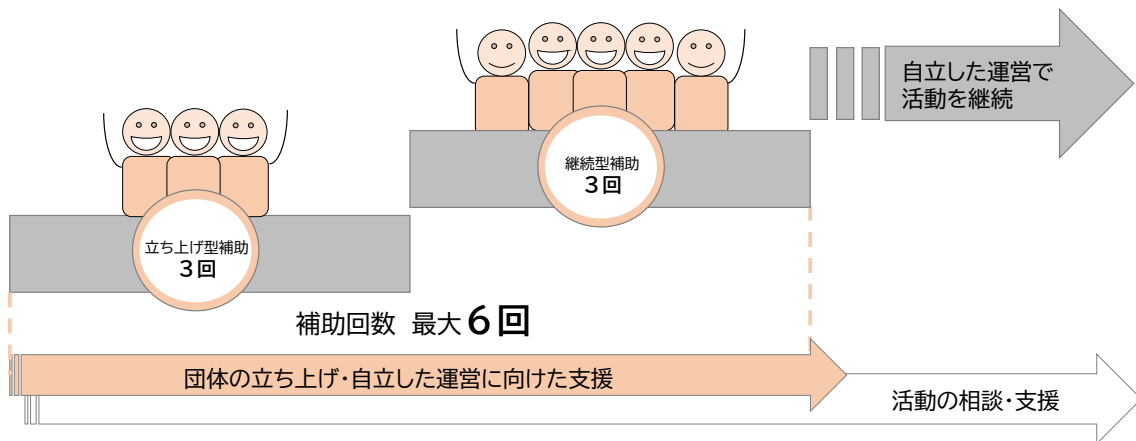
オ 住民主体型訪問サービスの実施

住民主体型訪問サービスは、住民が主体となって自主活動として行う生活支援サービスです。

団体の立ち上げや自立した運営を支援することを目的とし、住民主体型訪問サービス事業費立ち上げ型補助と住民主体型訪問サービス事業費継続型補助を実施します。

【住民主体型訪問サービス事業費補助の概要】

区分	対象等(抜粋)	補助額	交付上限
立ち上げ型補助	3人以上の団体 活動を開始して5年未満	上限15万円/年1回	3回
継続型補助	5人以上の団体	上限 5万円/年1回	3回



【住民主体型訪問サービス事業費補助団体数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
立ち上げ型	9団体	10団体	10団体	11団体	9団体	9団体
継続型	10団体	11団体	6団体	9団体	13団体	14団体

※令和3年度以降は見込み量

(3) 生活支援体制整備事業の推進

- ◇多様な主体が連携・協力するネットワークの構築により、地域の支え合い体制の充実を支援します
- ◇生活支援の活動を通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります

① 多様な主体間のネットワークづくりの推進

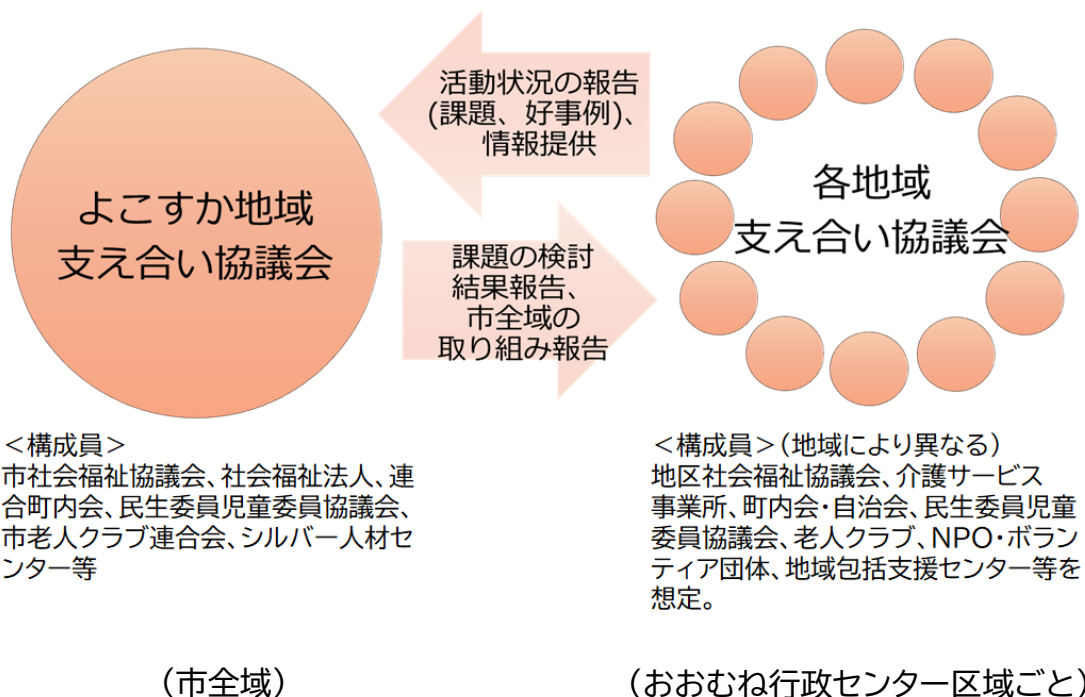
高齢者の暮らしには、医療や介護などの専門的なケアだけでなく、日常生活のちょっとした困りごとに対する手助けが必要です。

地域住民、地縁組織、民生委員児童委員、老人クラブ、地域ボランティア、NPO法人、シルバー人材センター、横須賀市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民間企業など多様な主体が連携・協力するネットワークを構築することで、高齢者の暮らしを支える、地域の「支え合いの体制」の充実を支援します。

ア 地域支え合い協議会の設置

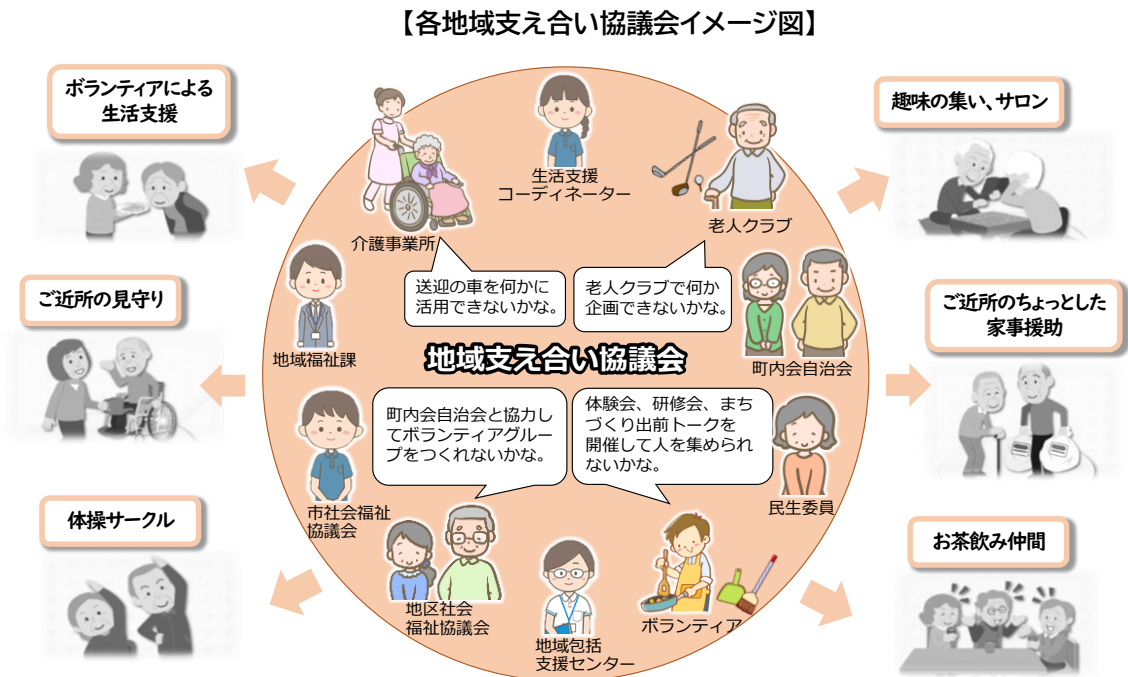
地域支え合い協議会は、高齢者を支援する多様な関係者が参加し、協力体制を築きながら高齢者を支える仕組みを検討・構築していくことを目的とした会議です。市全域の仕組みづくりを検討する「よこすか地域支え合い協議会」と、各地域に合わせた仕組みづくりを検討する「各地域支え合い協議会(おおむね行政センター区域ごと)」を設置しています。

【よこすか地域支え合い協議会と各地域支え合い協議会の関係】



「各地域支え合い協議会」は、現在市内に6カ所設置しており、運営については、当該地区の地域包括支援センターを運営する法人に委託しています。

地域の困りごとや、地域での支え合い好事例などを話し合うことにより、地域でできることを探していきます。また、話し合いを通して参加者の協力体制をつくる場となっています。



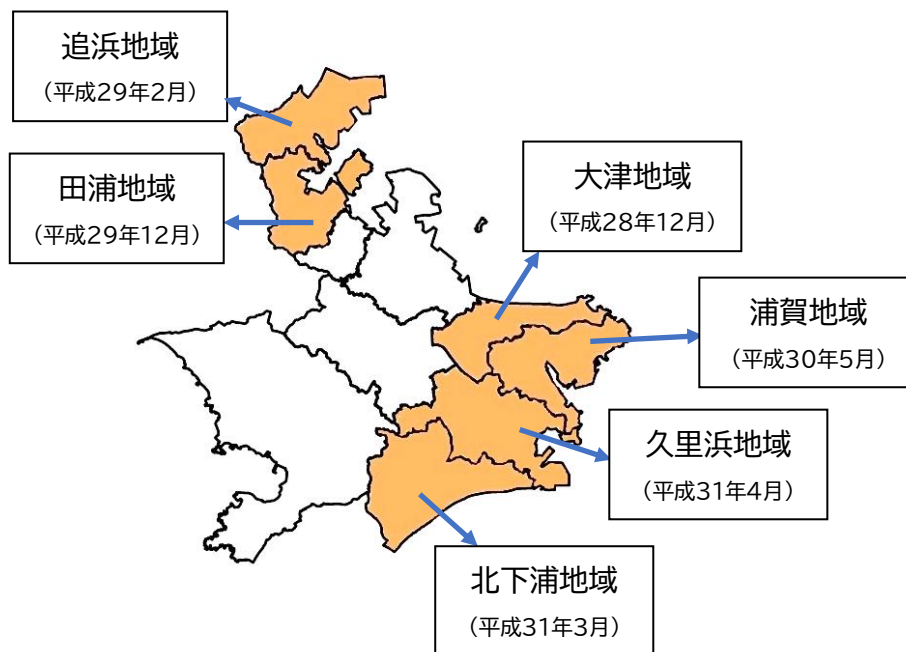
※三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

「介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修用動画教材」より一部抜粋

各地域支え合い協議会の設置に向けては、町内会・自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などの地域の理解が必要不可欠です。

設置区域については、おおむね行政センター区域としつつも、地理的条件やこれまでの地域活動等の実績も踏まえて柔軟に検討し、全地域での地域支え合い協議会の設置を目指しています。

【各地域支え合い協議会の設置状況および設置時期(令和2年10月1日時点)】



イ 生活支援コーディネーターの配置

支え合いの地域づくりを進めていくためには、地域のさまざまな団体や関係者の参画や連携が必要です。支え手の養成や、支え合い団体の創出・支援、多様な主体との連携強化や調整を図る役割として、生活支援コーディネーターを配置しています。

【生活支援コーディネーターの役割】

・ 集める	： 地域の課題や資源に関する情報を収集する
・ 伝える	： 住民・関係主体が必要とする情報を整理して伝える
・ 思いを知る	： 関係主体と知り合う、相談を受ける
・ 場をつくる	： 関係主体を集めたり紹介したりして、コミュニケーションを促す
・ 結びつける	： 地域課題を解決する資源を見つけ出す、関係主体の協働を促す
・ 応援する	： 関係主体とともに、資源の充実に向けた取り組みアイデアを出し合ったり、その実現のための支援を行う。

※株式会社 日本総合研究所
「高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集」より一部抜粋

第1層生活支援コーディネーター(市地域福祉課に配置)は、活動範囲を市内全域とし、「よこすか地域支え合い協議会」に出席します。

第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域を活動範囲とし、地域の課題や好事例などを情報収集し、各地域支え合い協議会で共有します。令和元年度から随時、各地域包括支援センターへ委託しています。

またこのほかに、各地域を統括する役割として、市地域福祉課に第2層生活支援コーディネーターを1名配置し、各地域との連携を強化していきます。

② 住民主体による活動の支援

65歳以上の高齢者が中心となって生活支援の活動を行う団体が活躍しています。活動の内容は、ごみ出しや電球の交換、庭木の剪定や買い物支援など、団体の規模や地域のニーズによって異なり、立ち上げの経緯もさまざまです。町内会・自治会、民生委員児童委員、老人クラブ等、地域の多様な高齢者が参画しています。

高齢者が、これまで培った知識やノウハウを活かしたり、新たな取り組みにチャレンジしたりしながら生き生きと社会参加することは、介護予防や健康づくりの観点から重要です。自分のできることを活かして社会参加ができるよう、活動に参加したい人や活動を始めたい人に対して情報発信や相談支援を行います。また、活動している団体の把握に努め、活動を支援するために、情報交換会や学習会を開催します。

【実際の活動の様子】



ア 立ち上げ、運営への相談・支援

生活支援コーディネーターが、活動への参加希望や団体の立ち上げ、運営に関する各種相談を伺います。

活動を開始する際のポイントや各種様式例を記載した支え合い活動ガイドブックを活用します。また、必要に応じて、取り組みの参考になる既存の団体を紹介することで相互のネットワークづくりを行います。

【支え合い活動ガイドブック】



目次(抜粋)

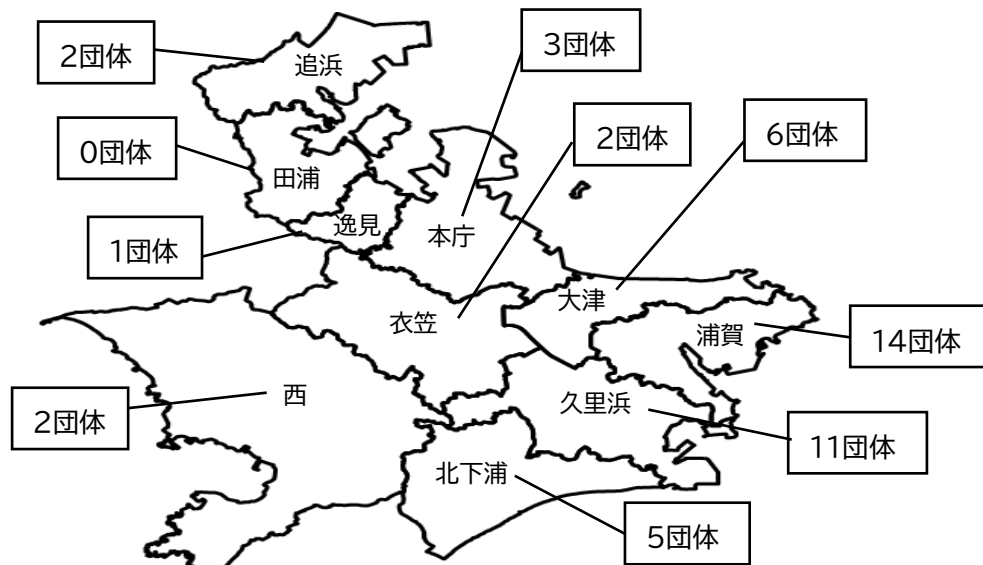
- 「団体の枠組みを決めましょう」
- 「活動内容を決めましょう」
- 「運営資金について考えましょう」
- 「トラブルを避けましょう」
- 「広報、PR をしましょう」
- 「先輩たちの声」
- 「運用規則の例」 など

【住民主体で生活支援を行う団体数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
団体数	41 団体	44 団体	46 団体	48 団体	50 団体	52 団体

※令和2年度以降は見込み量

【住民主体で生活支援を行う団体数(地区別)(令和2年10月1日時点)】



イ 普及啓発の推進

生活支援の活動や人が集う場の企画・運営といった、支え合い活動に興味・関心のある市民に対して、住民が主体となった取り組みを広く普及啓発することを目的に、普及啓発講演会を開催します。

また、市内各所の展示スペースやまちづくり出前トーク(※1)等で生活支援団体の活動を紹介することで、団体の想いを伝えるとともに、活動への理解や広がりにつなげます。

※1 まちづくり出前トーク…おおむね10人以上の市民のグループからの希望により、指定された場所や時間に職員が伺い、希望されるテーマについての説明や意見交換を行う制度

【講演会の開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
参加者数	68人	121人	120人	120人	120人	120人

※令和2年度以降は見込み量

【展示スペースでのパネル展示】



ウ 支え合い実践研修会の開催

各地域支え合い協議会と協力し、地域別に支え合い実践研修会を開催します。

研修会の後には、実際の地域活動へ参加希望者をつなぐことを目的として、生活支援コーディネーターとともに、希望者と活動団体のマッチングを行うことや、活動を始めたい人の相談支援を行います。

【研修会の開催回数および修了者数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	1コース	2コース	中止	2コース	2コース	2コース
修了者数	39人	64人	—	70人	70人	70人

※修了者数は、コース全日程参加した人(1コース2日)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度以降は見込み量

エ 生活支援を実施する団体間の情報交換会・学習会の開催

生活支援を実施する住民主体の団体を対象とした情報交換会と学習会をそれぞれ開催します。

情報交換会では、団体間の交流や情報交換を行うことで、団体相互のネットワークを構築するとともに、ノウハウや課題を共有することで、団体の円滑な運営を支援します。また、活動のスキルアップを目的として学習会を開催します。

【情報交換会の開催回数および参加者数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回 数	2回	1回	中止	1回	1回	1回
参加者数	55人	67人	—	65人	70人	75人

※平成30年度は情報交換会と学習会を同時開催

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度以降は見込み量

【学習会の開催回数および参加者数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回 数	—	1回	2回	1回	1回	1回
参加者数	—	61人	50人	65人	70人	75人

※平成30年度は情報交換会と学習会を同時開催

※令和2年度以降は見込み量

(4) 地域福祉促進のための連携・協力

- ◇効果的な声かけや見守り活動ができるよう民生委員児童委員を支援します
- ◇日常的な困り事を、まずは地域の中で解決できるように福祉ボランティア活動を支援します
- ◇地域の関係団体等との連携・協力を進めます

① 民生委員児童委員との連携・協力

民生委員児童委員は、地域で起きているさまざまな課題を早期に発見・対応できるよう、高齢者や児童、子育て家庭、障害者、生活困窮者といった援助を必要とする人々からの生活相談に対する助言のほか、福祉サービスを利用するための情報提供などを行います。

民生委員児童委員がより効果的に活動できるよう、負担の軽減、担い手の確保に努めます。

民生委員児童委員活動の7つのはたらき

(全国民生委員児童委員連絡協議会編「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」から作成)

- 1 社会調査・・・担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。
- 2 相 談・・・地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
- 3 情報提供・・・社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4 連絡通報・・・住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。
- 5 調 整・・・住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
- 6 生活支援・・・住民の求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。
- 7 意見具申・・・活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

② 福祉ボランティアとの連携・協力

福祉ボランティアは、家事や庭木の剪定、外出介助などの身近な困りごとの解決や、文通や訪問などのふれあい活動のためのボランティアを行います。

横須賀市社会福祉協議会により、地区ごとのニーズに応じたボランティア活動が推進できるよう、幅広い世代のボランティア活動への参加促進やボランティアの養成が行われています。

地区ボランティアセンターの設置・運営経費を助成し、各地区での福祉ボランティア活動が促進されるよう努めます。

③ 横須賀市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会との連携・協力

横須賀市社会福祉協議会が独自に運営する制度の一つに社会福祉推進委員制度があります。社会福祉推進委員は、民生委員児童委員活動に協力し、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声かけ、見守りを通じ、こうした世帯の異変や福祉ニーズなどの情報をいち早く民生委員児童委員に伝えるといった役割を果たし、見守りネットワークの一部を担っています。

市は、このような取り組みや地域福祉活動の中心的な存在である各地区社会福祉協議会をはじめとした多様な人材の地域福祉活動への参加を進めています。

高齢者が支え手と受け手の垣根を超えて地域で生き生きと生活できるまちづくりを進めます。

④ 民間団体および事業者との連携・協力

孤立死等の防止のため、信用金庫、水道検針事業者など、個人宅を訪問する機会のある民間団体等と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

協定締結団体等は、室内から異臭がする、玄関や郵便受けに新聞や郵便物がたまっているなど、明らかに日常と異なる状況であり、市民の生命の危険が予見される状況に遭遇した場合には警察や消防と併せて市に通報します。

市は警察や消防との情報共有や安否確認を行ったうえで、適切な支援につなげます。

【協定を締結している民間団体および事業者数(令和2年10月1日時点)】

区 分	団体および事業者数
横須賀市との協定締結団体等	6団体
神奈川県との協定締結団体等	55団体

※ 複数市に及ぶ事業活動を行っている団体等は原則、県との協定締結が優先されます。

(5) ひとり暮らし高齢者に対する支援

◇地域や社会から孤立しないよう、家族、民生委員児童委員等と連携し、見守り支援を行います

① ひとり暮らし高齢者等に対する支援

高齢化および核家族化に伴い、ひとり暮らし高齢者は増加しています。社会とのつながりを持たず、家に閉じこもるようになると、心身の活力が低下し、フレイル状態となってしまいます。

単身で生活する高齢者の実情を把握し、社会からの孤立を防ぐとともに見守り支援につなげるため、民生委員児童委員の協力により「ひとり暮らし高齢者調査」を実施します。

併せて、ひとり暮らし高齢者の地域社会参加への支援や、家族、民生委員児童委員等の見守り支援の負担軽減として、以下の事業を実施します。

ひとり暮らし高齢者数は年々増加すると見込まれており、事業のあり方を検討していきます。

【ひとり暮らし高齢者登録者数(※1)】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
登録者数	10,430人	10,414人	10,311人	10,580人	10,660人	10,750人

※令和3年度以降は見込み量

※1 ひとり暮らし高齢者登録者数…民生委員児童委員を通じて、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を記載した調査票の提出を受けた人数。住民基本台帳におけるひとり暮らし世帯数ではなく、居住実態に基づき登録している。

ア ひとり暮らし高齢者入浴料助成事業の実施

ひとり暮らし高齢者の地域交流促進や孤独感の解消を目的として、市内の公衆浴場の利用券を月4枚交付しています。

【入浴料助成事業利用件数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用件数	98,546件	95,686件	90,000件	92,000件	90,000件	88,000件

※令和2年度以降は見込み量

イ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業の実施

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話に接続する緊急通報装置を設置しています。

ボタン一つで緊急通報ができるほか、ボタンが押せない場合でも一定時間動きがない等の異常があった場合には、人感センサーが自動で緊急通報を行います。通報先の受信センターでは、日々の健康相談を受け付けるほか、定期的な安否確認の電話を行います。

【緊急通報システム設置事業利用台数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用台数	2,977台	3,054台	3,030台	3,100台	3,170台	3,240台

※令和2年度以降は見込み量

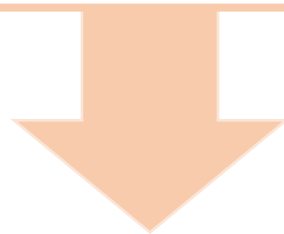
2 日常生活や将来に不安を抱える方々への支援

高齢者には、自身の健康状態や介護、生活費などの経済的な問題、家族との人間関係など複数の問題、悩みを抱えている人がいます。また、現在直面している問題はなくても、将来に対して不安を抱えている人もいます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近に相談できる場所があり、さまざまな問題に対する支援の体制があること、そして自らの意思が尊重されることが大変重要です。

【一般高齢者アンケート、介護保険に関するアンケートの調査結果から】

- 1 どのような心配ごと、悩みごとがありますか。(3つまで選択)
○「自身の健康状態や介護について」と回答した人は、41.7%いました。
「なし」と回答した人は、27.1%いました。
- 2 あなたは地域包括支援センターをご存知ですか。また利用したことはありますか。
○「利用したことがある、または現在利用している」と回答した人は10.1%、
「知っているが、利用したことはない」と回答した人は41.8%、
「知らない」と回答した人は、43.2%いました。
- 3 認知症になっても、地域で生活するためにはどのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)
○「家族の身体的・精神的負担を減らすための支援」と回答した人は、59.2%、
「認知症を相談できる窓口・体制」と回答した人は、49.3%いました。
- 4 現在は元気であるが、いざという時にどこへ相談したらよいか分からない。
分かりやすい情報発信が必要という自由意見がありました。



さまざまな問題・事情を抱える人や家族に関する相談を、一括して受け止めます。そして、課題解決に向け、関係機関と協力しながら本人を中心とする支援のネットワークを構築し、対応を強化していきます。これにより、本人の意思や権利が尊重される社会を目指します。

(1) 相談支援体制の強化

- ◇福祉の総合相談窓口「ほっとかん」を周知し、分かりやすい相談・支援体制の充実に図ります
- ◇関係機関、地域との連携・協力体制を強化し、「地域共生社会」の実現を目指します

① 福祉の総合相談窓口における支援

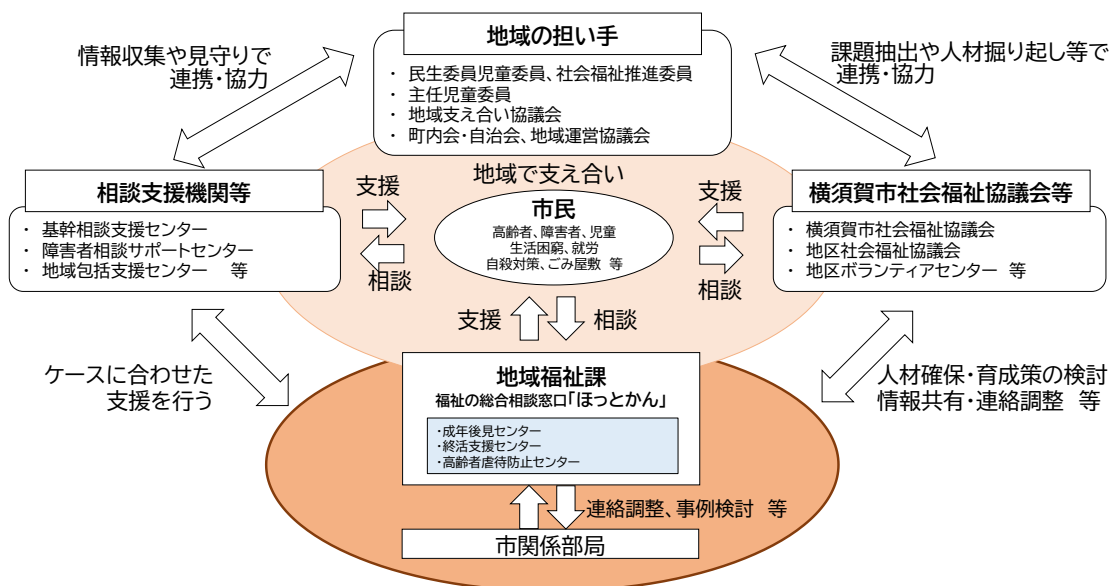
これまでの福祉や社会保障制度は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決のため、対象者の年齢や属性別に整備し、専門的支援を提供するものでした。

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、令和2年4月に、福祉の総合相談窓口として「ほっとかん」を市地域福祉課に設置しました。

育児と介護のダブルケア、8050問題(※1)などの複合的な課題や、制度の狭間にあるさまざまな困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、課題の解決を図ります。

※1 8050問題…高齢化した親が、引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で、生活困窮と介護が同時に生じる問題

【関係機関、地域との連携・協力体制のイメージ図】



課題解決のためには、市関係部局、関係機関等や地域の担い手との連携・協力が不可欠です。

「ほっとかん」は、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、連携して課題の解決を図ります。

また、地域ケア個別会議等で支援の進捗状況を把握し、関係機関等との連携の円滑化を進め、障害者相談サポートセンターや地域包括支援センターなどの相談支援機関を継続的にサポートし、対象者の年齢や属性を問わない包括的な相談支援体制の強化を図ります。

さらに、地域資源情報の収集・整理・提供、地域の専門職等ネットワークの強化、福祉人材や地域の担い手確保のための養成・研修などを行っていくことで、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」へつなげていきます。

既存の会議体間の連携について

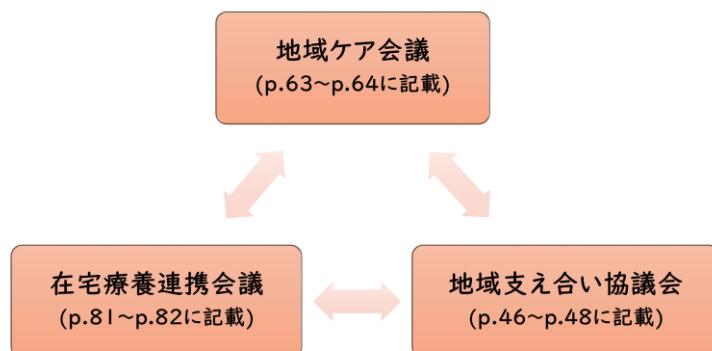
地域ケア会議は、多職種による個別事例の検討を積み重ねることで、地域課題を発見し、新たな資源開発などにつなげています。

地域支え合い協議会は、高齢者を支援する多様な関係者が参加し、協力体制を築きながら高齢者を支える仕組みを検討・構築しています。

在宅療養連携会議は、医療関係者と介護関係者が連携を深め、在宅療養における課題の解決に向けた取り組みを検討・具体化しています。

3つの会議体は連携し、共通する課題の発見や情報共有、検討内容のフィードバックを行い、それぞれの機能の補完を図ります。

【既存の会議体間の連携イメージ】



(2) 地域包括支援センターの機能強化

- ◇身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知を図ります
- ◇職員の資質向上や、センター機能の強化を図るため、各種研修会や事業評価を実施します

① 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターは、市内の日常生活圏域を中心に12カ所設置しており、業務委託契約を結んだ社会福祉法人等の公益法人が運営を行っています。主な業務は以下のとおりです。

地域の身近な相談窓口として機能していくため、広報やチラシ等を活用し引き続き周知を図ります。

【地域包括支援センターの業務内容】

業 務	内 容
介護予防 ケアマネジメント	事業対象者および要支援者に対して、その心身の状況に応じて必要な援助を行います。
総合相談支援	介護保険外のサービス含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
権利擁護	高齢者に対する虐待の防止・早期発見や権利擁護のための事業を行います。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。
在宅医療・介護 連携推進	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進を行います。
生活支援体制整備	高齢者のニーズと地域資源とのマッチング、地域住民をはじめとする多様な主体による生活支援の体制整備を図ります。
認知症総合支援	認知症になっても地域で暮らし続けられる体制づくりを行います。
地域ケア会議の開催	地域の関係者および関係機関により構成される会議で、個別事例などの検討を通じ、地域のニーズや社会資源を把握し、必要な支援体制の検討を行います。

② 運営体制の整備

委託した業務が適切に実施されるよう、毎年事業実施方針を示し、条例を基に人員配置基準を定めています。各地域包括支援センターの運営状況を見極め、効率的な運営ができるよう適宜見直しを図り、機能を強化していきます。

ア 事業評価の実施

事業実施方針に沿って、事業のために資源がどのように利用され、効果をもたらしているのか、また地域包括ケアシステムの推進に向けた事業運営がされているのかを明らかにし、事業の質を高めることを目的として、事業評価を地域包括支援センターごとに年1回実施しています。

事業評価を通し、先進的な取り組みを共有することで、職員の資質の向上とセンター機能の強化を図ります。

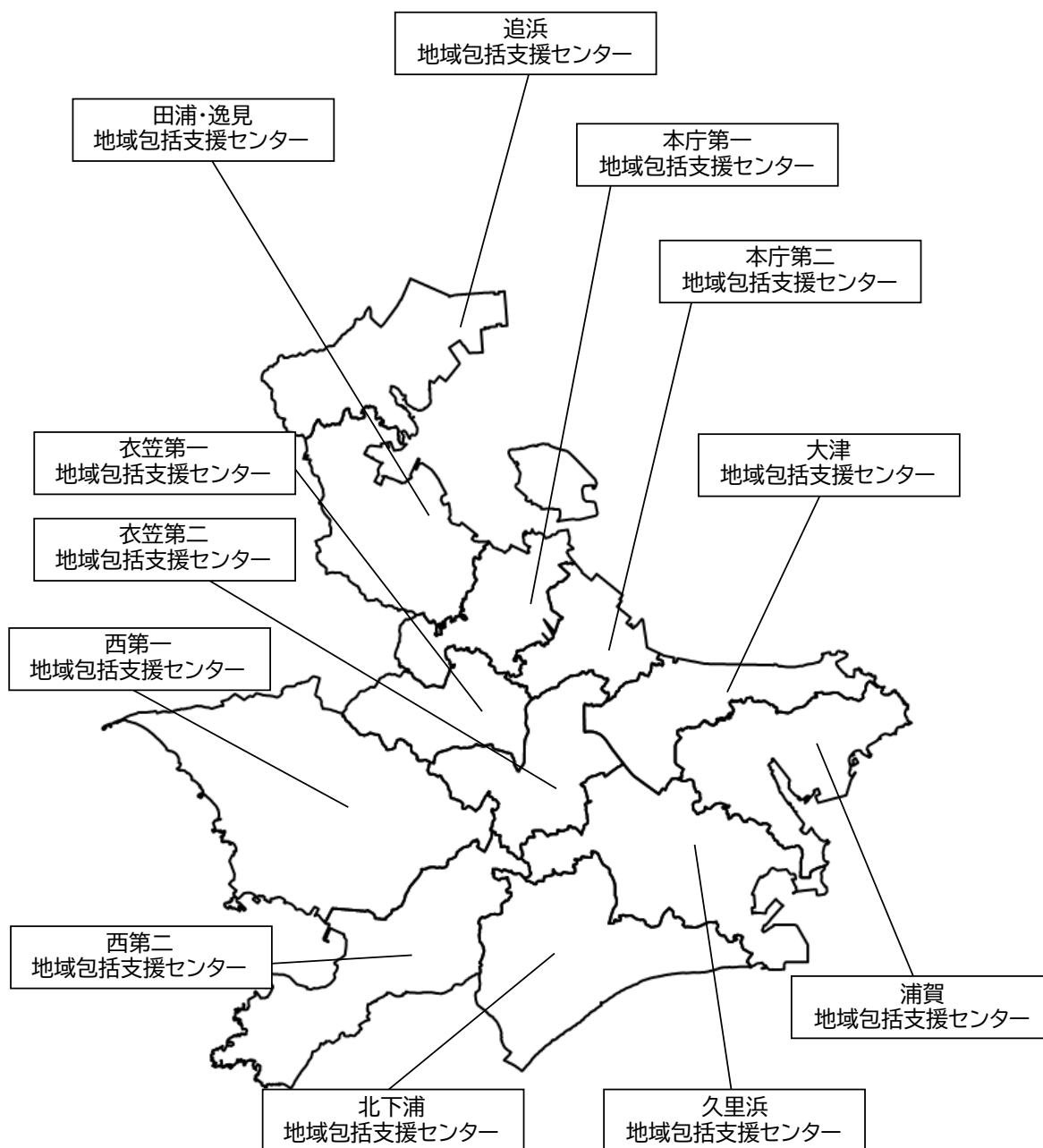
加えて、多様化する高齢者ニーズに対応するため、必要に応じて評価項目の見直しを実施します。

イ 人員体制の確保

地域包括支援センターでは、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職を配置し、それぞれの専門性を発揮しながら、チームアプローチで支援を実施します。

円滑的かつ効率的な運営が実施できるよう、必要に応じて事業方針や人員配置基準などの見直しを実施します。さらに、職員の資質向上のため、情報交換会や職員研修会の際に個人情報保護やリスクマネジメントなどの研修を実施します。

【横須賀市の地域包括支援センター】



(3) 地域ケア会議の充実

- ◇地域の特性や高齢者の実情に沿った支援の検討を行うため各種会議を開催します
- ◇高齢者本人、家族や介護者を取り巻く包括的な支援体制を強化します
- ◇在宅療養連携会議や地域支え合い協議会などと連携し、共通する課題の発見や情報共有、検討内容のフィードバックを行い機能の補完を図ります

① 地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステム推進のため、高齢者を支援する多職種のネットワークを構築することを目的として、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議は、「個別課題解決」、「ネットワーク構築」、「地域課題発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策形成」等の機能を有しています。

地域ケア会議には、市が主催する「高齢者地域ケア会議」、地域包括支援センターが主催する「包括的ケア会議」と「地域ケア個別会議」があります。

ア 高齢者地域ケア会議の開催

医師、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問看護師、訪問介護員などの関係機関が集まり、地域課題の解決に向けた検討と措置入所の判定を年4回程度、厚生労働省が定める回数以上の訪問介護についての検討を年8回程度、併せて年12回程度開催します。

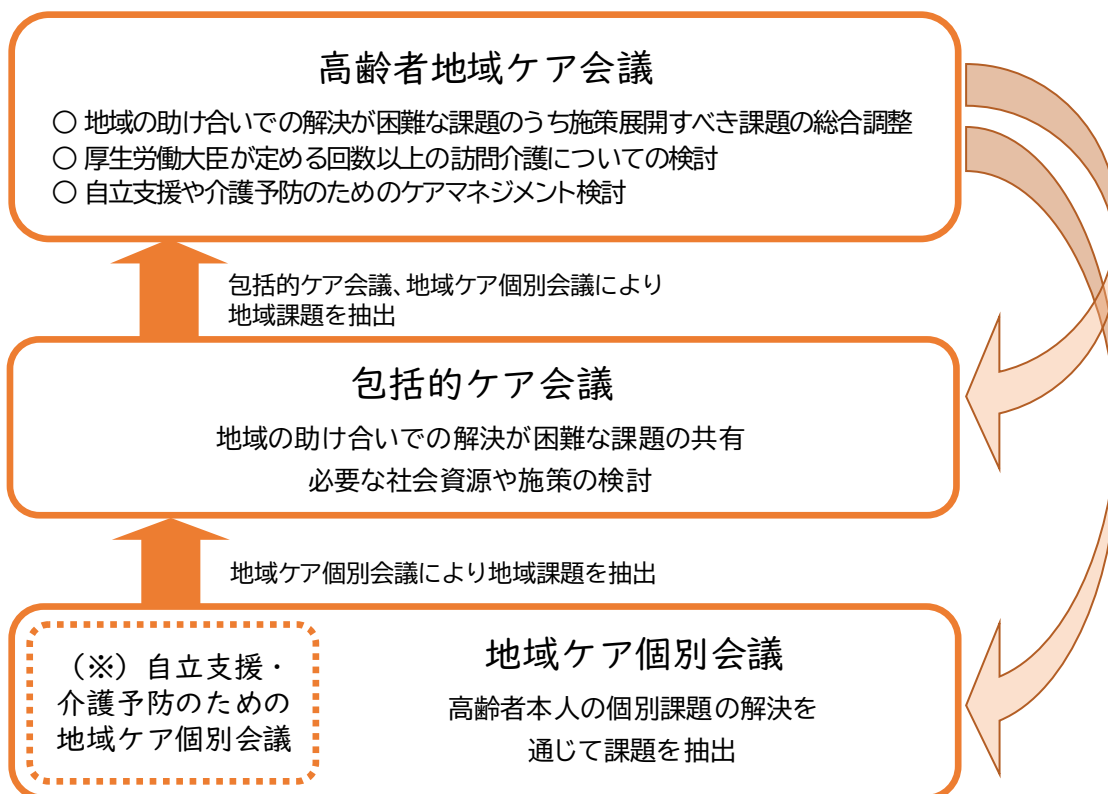
イ 包括的ケア会議の開催

地域包括支援センターが、地域ケア個別会議(下記ウ参照)やケースワークを通じて抽出された課題について、民生委員児童委員や地区ボランティア、居宅介護支援事業所等の介護事業者、医療関係者などと共有し、必要な社会資源や施策の検討を行う「包括的ケア会議」を年2回程度開催します。地域における総合的・重層的なネットワークの強化を図ります。

ウ 地域ケア個別会議の開催

地域包括支援センターが、高齢者本人の個別課題を解決するため、関係者(家族、民生委員児童委員、社会福祉推進委員、町内会・自治会、近隣住民、担当ケアマネジャー、サービス事業者、警察、医療関係者、市等)と支援方針について検討する「地域ケア個別会議」を随時開催します。地域課題の抽出や社会資源の発見、支援者の資質向上につなげます。

【地域ケア会議(地域課題の解決に向けた検討)のイメージ図】



※ 自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議については、第5章1(1)一般介護予防事業の充実41ページに記載

(4) 成年後見制度の利用促進

- ◇成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成・支援を行うことにより、高齢者の権利擁護の推進を図ります
- ◇高齢者本人、家族、サポートする地域住民を支えるため、専門職団体や関係機関との連携を強化します

① よこすか成年後見センター(中核機関)の設置

認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断能力が十分ではない人は、預貯金等の財産管理や福祉サービス等の手続きを自身で行うことが困難となり、必要以上の物品購入や不利益な契約を結んでしまう等、被害に遭うケースがあります。

判断能力が十分でない人の権利を守るため、法定後見人制度と任意後見人制度の2つの成年後見制度があります。

法定後見人は、判断能力が十分ではない人に対して、本人の権利を守る援助者である成年後見人等(※1)を家庭裁判所が選任し、財産管理や契約を行います。

任意後見人は、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ自らが選びます。自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職による専門的助言等の支援の確保や、成年後見制度情報交換会(協議会(※2))の運営および地域における連携・対応強化の中核機関として、令和2年4月に「よこすか成年後見センター」をほっとかん(市地域福祉課)に設置しました。令和元年(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の本市における成年後見関係事件の認容件数は、134件(※3)となっています。

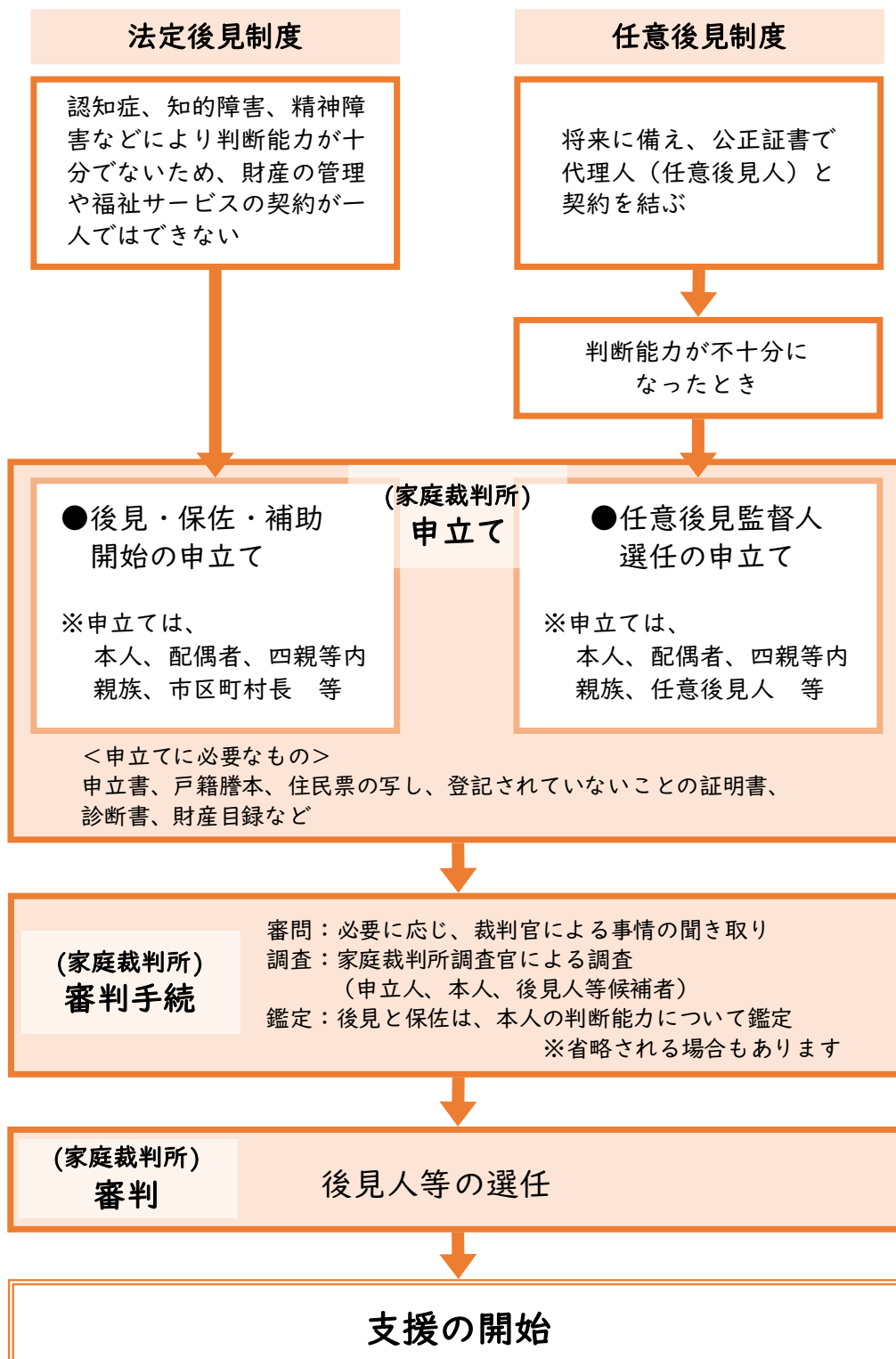
成年後見制度の利用が必要な人に対し、適切な支援を行います。

※1 成年後見人等…判断能力など本人の事情に応じて「後見」、「補佐」、「補助」の3つに分かれます。

※2 協議会…法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のこと。中核機関で事務局を担うこととされています。

※3 本市における成年後見関係事件の認容件数…横浜家庭裁判所の後見開始、保佐開始、補助開始および任意後見監督人選任事件のうち平成31年1月から令和元年12月までに認容で終局した事件を集計したものです。その数値は横浜家庭裁判所の統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。また、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上されていません。本人の住所地は、令和元年12月末日時点で事件記録上明らかとなっている住所地です。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではありません。

【成年後見制度申立てフロー図】



神奈川県ホームページ「成年後見制度利用までの流れ（フロー図）」を基に横須賀市作成
<https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/906934.pdf>

ア 成年後見制度に関する相談・支援の実施

ほっとかん(市地域福祉課)と地域包括支援センターが身近な成年後見制度利用の相談窓口であることを周知します。相談内容に応じて法律・福祉の専門職団体(※1)につなげます。

資力がなく、身近な親族がいない、また、消費者被害に遭い債務整理が必要であるなどの法的解釈が必要な困難事例については、地域包括支援センターや病院等からの要請で、地域ケア個別会議や病院での関係者会議等に専門職を派遣し、法的課題を明確化したうえで、日常生活自立支援事業(※2)の利用や、本人や親族による申立ての可否、後見ニーズを見極め、適切な支援を行います。

また、日常生活自立支援事業の利用者が、認知症などにより判断能力が十分でなくなった場合は、横須賀市社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用への移行支援をします。

※1 専門職団体…弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会を指します。

※2 日常生活自立支援事業…認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行う事業
神奈川県社会福祉協議会から委託を受け、横須賀市社会福祉協議会が実施

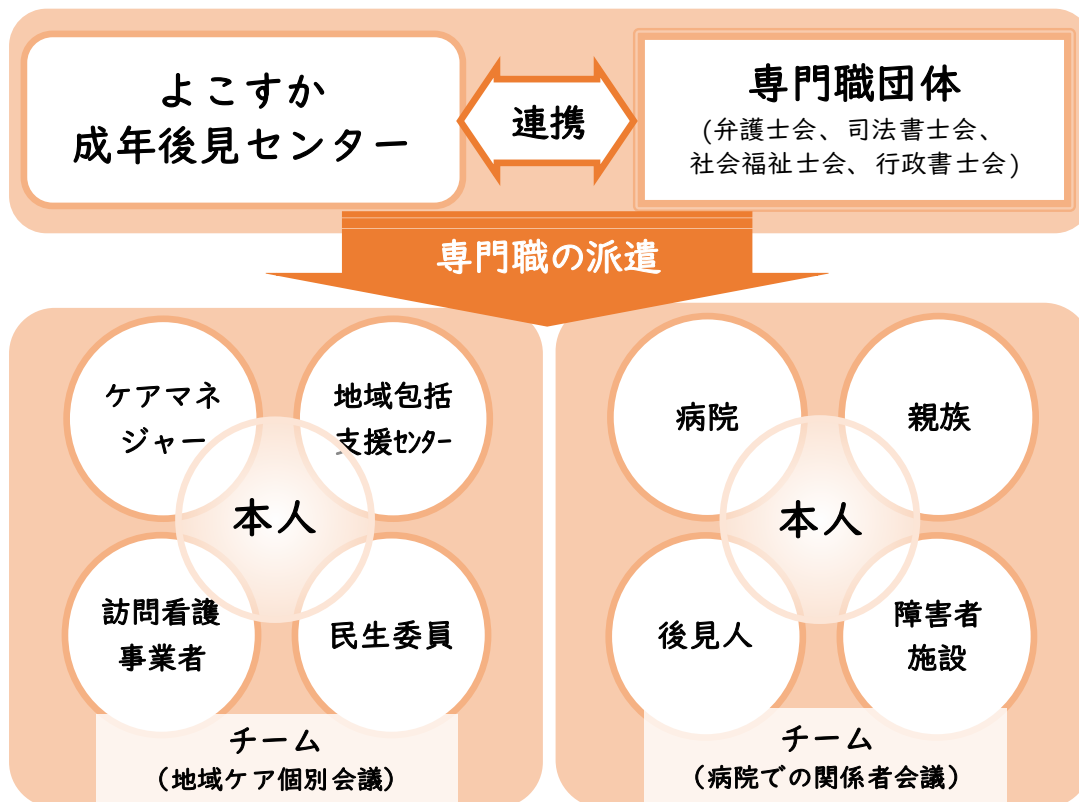
イ 地域連携ネットワークの構築

地域包括支援センターや障害者相談サポートセンター(※3)などの相談支援機関が、権利擁護支援を必要とする人の把握に努め、支援を必要とする人には、本人を中心とした福祉・医療・地域の関係者が「チーム」として関わる体制づくりを進めます。「チーム」が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、「チーム」として対応します。

さらに、よこすか成年後見センターと専門職団体が連携し「チーム」を支援する「地域連携ネットワーク」を構築します。ネットワークを活用することで、家族等の負担軽減を図ります。

※3 障害者相談サポートセンター…障害者等からの相談に応じ、サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等を行う機関

【地域連携ネットワークイメージ図】



ウ 成年後見制度情報交換会(協議会)の開催

成年後見制度に関する専門的な相談・調整や、情報交換を行うため、家庭裁判所、専門職団体、横須賀市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と、成年後見制度情報交換会(協議会)を年5回開催し、関係機関との連携を深めます。

平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設置することが明記されました。本市では、協議会と同様の機能を持つ成年後見制度情報交換会を平成16年から開催しています。

これまでに、困難事例の検討のほか、市民後見人等運営事業の立ち上げや、よこすか成年後見センターの設置など、本市の施策に関する検討も行ってきました。

令和元年度からは、他市町や他市町社会福祉協議会の職員がオブザーバーとして参加し、近隣市町との広域的な連携の構築に向けた検討を行っています。

エ 普及啓発講演会の開催

成年後見制度に関して、分かりやすく周知するために、市民向けの普及啓発講演会を開催します。

【普及啓発講演会の開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回数	1回	1回	中止	1回	1回	1回
参加者数	47人	70人	—	70人	75人	80人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年後以降は見込み量

オ 市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)の実施

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に申立てを行う必要があります。しかし、身寄りがない、親族の協力が得られないなどの理由で、申立てを行うことが困難な場合は、本人の権利を守るため、市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)を実施します。

本市における令和元年(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の成年後見関係事件の認容件数134件のうち、22.3%にあたる30件が市長申立てとなっています。

【市長申立件数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
件数	22件	22件	25件	28件	31件	34件

※65歳未満の件数を含む

※令和2年度以降は見込み量

カ 成年後見制度利用支援事業の実施

市長申立てに伴う費用や成年後見人等に対する報酬費用の支払いが困難な人に対して、それらの費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援します。

【報酬助成件数(65歳未満の人を含む)】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
件数	9件	16件	20件	25件	30件	35件

※令和2年度以降は見込み量

② よこすか市民後見人の養成と活動支援

成年後見制度の利用により選任された成年後見人等のうち、令和元年度は親族後見人の割合が約2割、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門職や社会福祉法人・社団法人等の法人、知人等の第三者後見人の割合が約8割となっています。

成年後見制度が開始された平成12年度から、第三者後見人の占める割合は年々上昇し、今後も増加していくことが予想されます。市民後見人が第三者後見人の担い手として、同じ地域に住む住民としての立場から寄り添い、支援を行うことが期待されています。

よこすか市民後見人等運営事業を横須賀市社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成と活動の支援を行います。

横須賀市社会福祉協議会では、成年後見人等として必要な知識の習得のため、市民後見人養成研修を実施します。また、研修を修了した市民後見人登録者を対象に、後見業務に対する理解を深めるとともに、情報共有を図る機会として市民後見人連絡会を開催します。さらに、専門職と複数で後見等を行う市民後見人に対して、活動の支援をするとともに、事案によっては、家庭裁判所の選任により、後見監督人等として、適切に監督事務を行います。また、事案の特性から、法人としての対応が望ましいと思われる場合には、受任について検討します。

今後は、市民後見人の養成、活用を推進し、事業運営の強化を図ることを目的として、近隣市町との広域的連携による実施体制を検討していきます。

【市民後見人選任数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延選任数	延34人	延40人	延50人	延60人	延70人	延80人

※令和2年度以降は見込み量

【成年後見監督人選任数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延選任数	延9人	延12人	延20人	延28人	延40人	延50人

※令和2年度以降は見込み量

(5) 終活支援の推進

◇市民の尊厳を守り、生き生きと安心して暮らせるよう終活支援を推進します

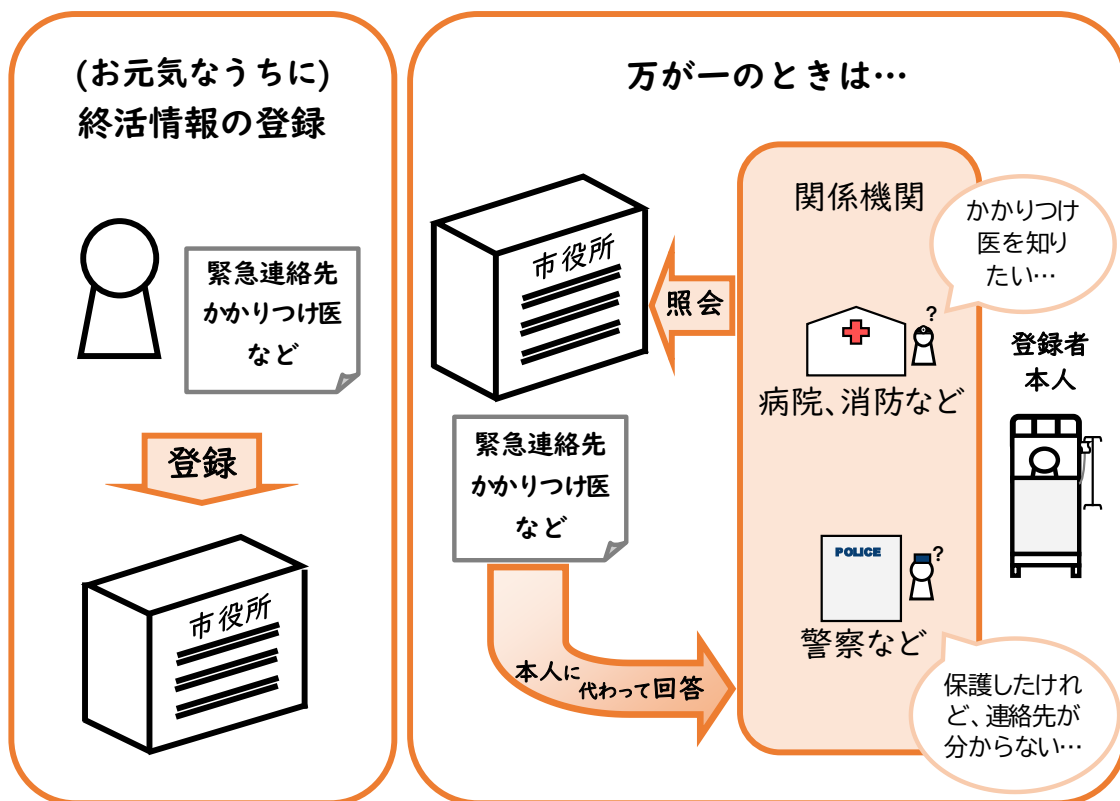
① 「わたしの終活(しゅうかつ)登録(終活情報登録伝達事業)」の実施

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計」によると、令和22年(2040年)にはひとり暮らし高齢者世帯は全世帯の44.2%を占めるようになると推計されています。また、最近は生活上の困難を持つ子と高齢の親の二人暮らしという8050問題を抱える世帯も発生しています。

突然の病気などにより自分の意思が伝えられず、自らの死後、残された家族・親族が困ることのないように、元気なうちから緊急連絡先や遺言書の保管場所などを登録できる、終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」を平成30年5月から全国に先駆けて実施しています。

市が登録者に代わって、病院・消防・警察・福祉事務所・登録者が指定した人からの問い合わせに、必要な登録情報を回答します。

【「わたしの終活登録」活用のイメージ図】



登録できる情報は以下のとおりです。市民であれば誰でも登録できます。登録にかかる費用は無料です。登録後は、登録証と登録カードを交付します。

【登録できる情報一覧】

○氏名・生年月日・本籍・住所	○緊急連絡先(家族・友人など)
○支援事業所やサークルなどのつながり	○かかりつけ医やアレルギーなど
○リビングウィルやエンディングノートの保管場所・預け先	
○臓器提供の意思	○お葬式や遺品整理の生前契約先
○遺言書の保管場所、それを伝える対象者	○お墓の場所
○自由登録事項	

市役所へ足を運ばず登録を可能とするため、郵送による登録に加えて令和2年度から電話での登録を開始しました。今後も、より多くの市民が簡単に利用できる仕組みとなるよう努めます。さらに、この事業について、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

【「わたしの終活登録」の新規登録件数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規登録件数	118件	115件	150件	200件	200件	200件

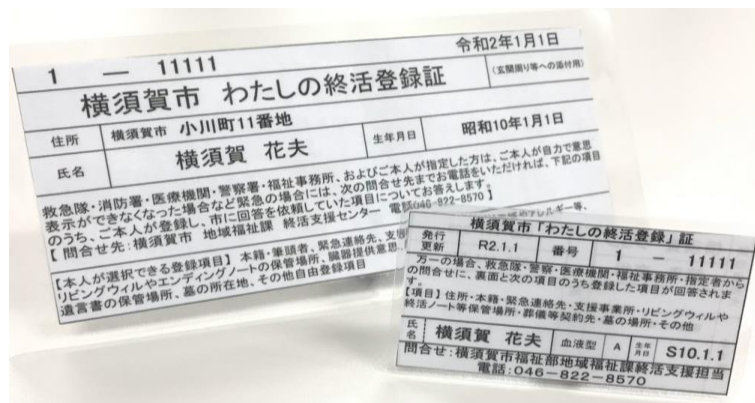
※令和2年度以降は見込み量

【出前トークなどの啓発活動回数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回数	25回	45回	5回	25回	25回	25回

※令和2年度以降は見込み量

【登録証および登録カード】



② エンディングプラン・サポート事業の実施

近年、ひとり暮らし高齢者の増加とともに頼れる親族が身近にいないなどの理由から、身元が分かっていながら引き取り手がないご遺骨が増えています。

ひとり暮らしで頼れる親族がいない高齢者が抱える葬儀・納骨・リビングウィル(※1)の伝達という課題の解決を図るため、平成27年7月から全国初の取り組みである「エンディングプラン・サポート事業」を実施しています。

平成30年度から令和元年度までの2年間で引き取り手のないご遺骨は100柱を超えました。ひとり暮らしで身寄りもない女性が亡くなり、先立った夫の墓の場所が分からず、女性のご遺骨だけ無縁納骨堂に納めざるを得ないといった事例も実際に起こっています。

自身の葬儀・納骨などに関する心配事を事前に解決し、生き生きとした人生を送ることができるよう、本事業について周知を進めていきます。

※1 リビングウィル…人生の最終段階における医療(終末期医療)について元気なうちに意思表示をすること

ア 支援の対象者

原則として、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、月収18万円以下かつ預貯金等が250万円以下程度で、不動産を有しないか、もしくは固定資産評価額500万円以下程度の不動産しか有しない高齢の市民等。

イ 支援の内容

葬儀・納骨について、低額で生前契約を受ける協力葬儀社と契約を結んでいただき、市がこれに立ち会います。

生前は安否確認の訪問を継続して行い、本人の死後は契約どおりの葬儀・納骨が行われるかを見届けます。

また本人の希望により協力葬儀社とともに市もリビングウィルを保管し、必要時には医療機関からの照会に回答します。

登録者には登録カードと、自宅内貼付用の登録証を発行し、自ら意思表示ができない場合でも、本事業登録者であることが分かるようにします。

【「エンディングプラン・サポート事業」の新規登録者数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規登録者数	14人	16人	18人	18人	18人	18人

※令和2年度以降は見込み量

(6) 高齢者虐待の防止

- ◇①未然防止、②早期発見、③迅速かつ適切な対応の3本柱で対応します
- ◇関係機関との連携を深め、支援体制を強化するとともに、虐待を発生させない地域づくりを目指します

① 未然防止のための取り組み

高齢者虐待は、65歳以上の高齢者が養護者（高齢者の介護、世話をしている家族、親族、同居人など）や介護施設従事者等から虐待を受けた場合をいいます。

虐待の行為には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄、放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」があります。

【虐待の種別】

虐待の種別	具体例
身体的虐待	殴る、蹴る、つねる、ベッドに縛りつける、意図的に過剰に薬を飲ませるなど
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	入浴させない、オムツを交換しない、食事や水分を十分に与えない、室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させるなど
心理的虐待	怒鳴る、無視する、排せつの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
性的虐待	本人との合意が形成されていない性的な行為またはその強要、懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待を受けている人のうち、約6割は要介護・要支援認定を受けています。

また、このうち7割近くが日常生活に何らかの支障を来すような認知症の症状がある人です。介護疲れなどにより、養護者のストレスが増大し、虐待の要因となることもあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、正しい理解を進め、虐待を発生させない地域づくりを目指します。

ア 市民への啓発

高齢者虐待の問題が身近な地域に存在することの周知や、人権に関する意識を高めることを目的に、年1回の講演会を開催します。

講演会等で、簡単なチェックリストを入れた虐待予防のリーフレットを配布し、分かりやすく周知していきます。

【講演会の開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回数	1回	1回	中止	1回	1回	1回
参加者数	114人	56人	—	180人	180人	180人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度以降は見込み量

イ 関係機関を対象とした研修等の実施

高齢者虐待の対応に関わる関係機関(地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、行政関係部署の職員等)を対象とした研修会を開催します。令和元年度は、介護施設従事者等からの虐待に関する相談が12件あり、そのうち6件が虐待ありと判断されました。

介護施設従事者からの虐待は、認知症に関してなどの知識・教育、介護技術の問題、職員の負担・ストレス・連携不足などさまざまな要因により発生してしまうといわれています。研修では、高齢者虐待に関する知識のほか、ストレスマネジメントや職員間のコミュニケーション方法などを取り上げていきます。

併せて、介護保険サービス事業所等への講師派遣を行います。

【関係機関向け研修会の開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回数	3回	2回	3回	3回	3回	3回
参加者数	469人	307人	250人	500人	500人	500人

※令和2年度以降は見込み量

ウ 高齢者・養護者への支援

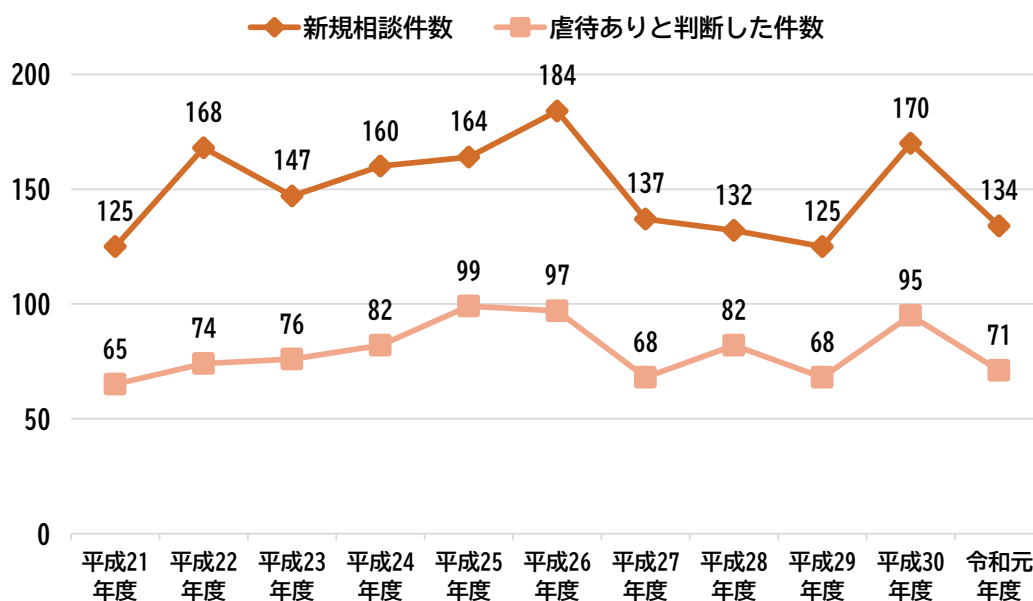
高齢者虐待に関する相談内容から、養護者は強いストレスを抱えていることが分かっています。また、養護者自身の疾病などにより介護が困難となることで、虐待が起こりやすくなります。

家庭内で起こる虐待では、息子からの虐待が最も多く、次いで夫となっています。男性は、家事・介護に不慣れな場合が多く、支援を拒むことにより孤立化し、介護負担が生じやすくなる傾向にあります。また、虐待者の6割以上は子ども世代であり、8050問題が顕在化していると考えられます。

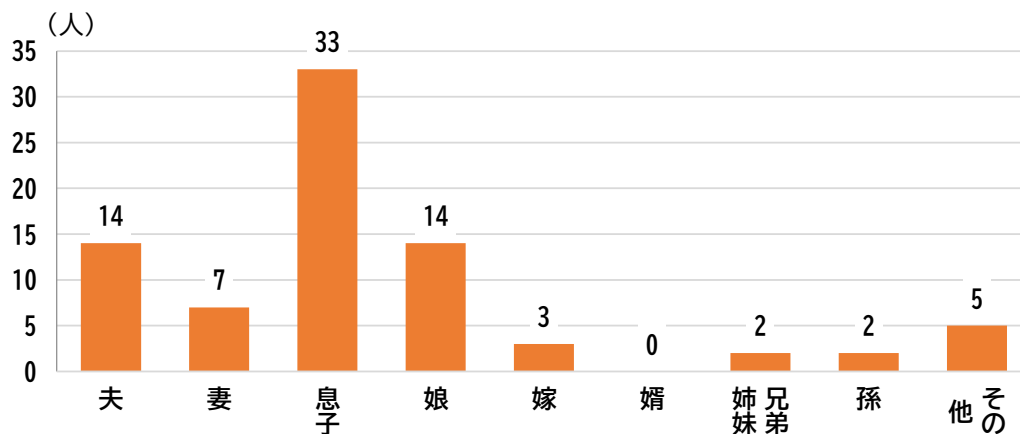
養護者のストレスの軽減を図るため、心理相談員(臨床心理士)による「高齢者・介護者のためのこころの相談」や「認知症高齢者介護者の集い(※1)」を実施します。

※1 認知症高齢者介護者の集い…詳細は、第5章4(2)③ウ認知症高齢者介護者の集いの開催101ページに記載

【養護者による虐待の新規相談件数および虐待ありと判断した件数の推移】



【令和元年度虐待ありと判断した案件の虐待者の続柄(重複あり)】



【高齢者・介護者のためのこころの相談開催回数および延参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
回数	35回	33回	30回	35回	35回	35回
延参加者数	延56人	延45人	延40人	延60人	延60人	延60人

※令和2年度以降は見込み量

② 早期発見のための取り組み

家族のみによる介護は密室化しやすく、高齢者虐待と気づかず介護している場合があります。

虐待の潜在化を防ぐため、気軽に相談できる窓口の周知や支援体制を強化していきます。

ア 相談窓口の周知

高齢者虐待防止に関する相談専用窓口として高齢者虐待防止センターを設置し、電話による相談や、面接・訪問などの各種相談業務を実施します。

また、地域包括支援センターも地域の身近な相談窓口として機能しており、併せて周知を行います。

通報専用電話 046-822-4370 高齢者虐待防止センター

※月～金曜日(年末年始・祝日を除く)8時30分～17時

イ 高齢者虐待対応マニュアルの整備・活用

高齢者虐待対応マニュアル(※1)を居宅介護支援事業所、介護施設等に配布し、早期発見・通報支援に努めます。

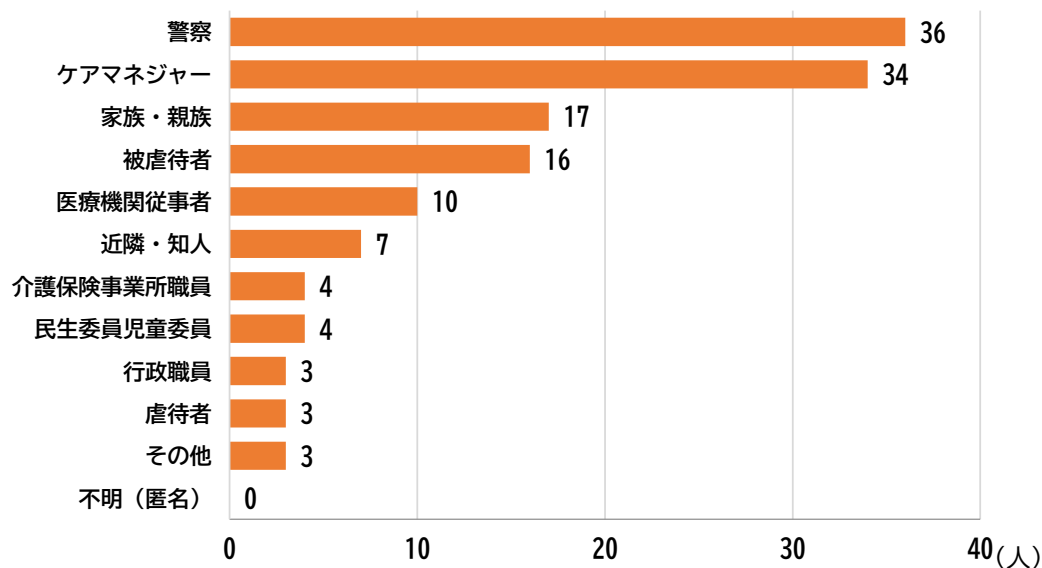
※1 高齢者虐待対応マニュアル…高齢者虐待防止法の解釈、虐待の早期発見のサイン、虐待が起きている家庭との関わり方、介護施設等における身体拘束の禁止や相談窓口一覧など、サービスを提供する上で留意すべきことを記載したマニュアル

③ 迅速かつ適切な対応

令和元年度の新規虐待相談134件のうち半数以上が警察、ケアマネジャーからなっています。

また、相談の6割以上が関係機関からであり、迅速かつ適切な対応を行うためには関係機関との連携が必要不可欠です。引き続き、高齢者虐待防止のため、ネットワークづくりを強化していきます。

【令和元年度養護者による虐待の新規相談相談者の内訳(重複あり)】



ア 初期対応と虐待対応検討会議の開催

虐待通報があった場合は、速やかに緊急性の判断と支援方針を決定し、地域包括支援センターとともに対応します。

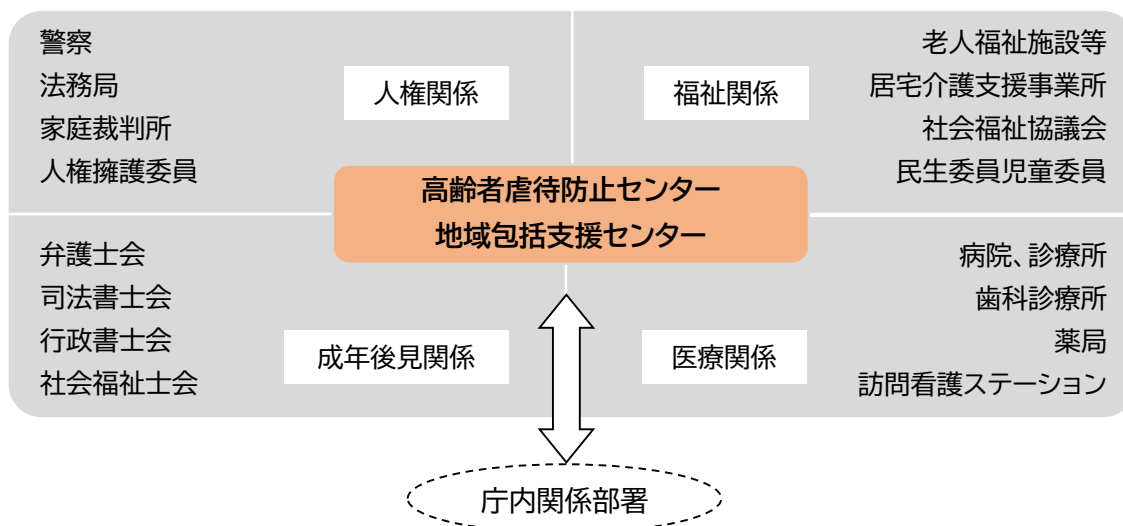
対応にあたっては、虐待対応検討会議を地域包括支援センターごとに年6回開催し、情報交換をしながら虐待の有無の判断、対応方針の決定、支援の進捗管理を行います。

イ ネットワークミーティングの開催(個別部会・全体会)

高齢者虐待は、虐待を受けている人に認知症の症状がある、養護者が疾患を抱えている、経済的に困窮している等の複雑な問題が絡み合って発生するといわれています。複数の関係機関で支援する必要がある場合は、あらかじめ情報を共有し、方向性を統一させて関わるのが効果的です。対応方法、役割分担、今後の支援の方向性を検討するため、個別部会を随時開催します。

また、関係機関との連携や、支援体制の強化のため、ネットワークミーティング全体会を年1回開催し、活動の報告や意見交換を行います。

【虐待防止に向けたネットワーク図】



ウ 事例検討会の開催

経済的虐待や成年後見制度の活用などの法的な解釈を要する事例や、精神疾患があり問題が複雑に絡み合う事例などについて、必要時に事例検討会を開催し、弁護士や医師などの専門職から助言を受け対応していきます。

3 適切な医療・介護体制等の整備

高齢化の進展により、介護保険を利用する人や病院に入院する人、そして死亡する人の数が増えることが見込まれます。

病院の病床数に限りがあることや、多くの市民が自宅での療養を希望していることから、在宅療養や在宅看取りを選択できる体制を整備することは重要です。

また、厚生労働省は、令和7年度(2025年度)には、約245万人の介護人材が必要で、約55万人を新たに確保する必要があるとしています。

【一般高齢者アンケートの調査結果から】

1 あなたが病気などで回復の見込みがなく、人生の最期を迎える時が来た場合、延命治療(心肺蘇生・人工呼吸・点滴による栄養補給など)を望みますか。

○延命治療を望まないと回答した人は79.8%いました。

2 あなたが病気などで回復の見込みがなく、人生の最期を迎える時が来た場合、最期はどこで過ごしたいと思いますか。

○「最期まで自宅で過ごしたい」「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」と回答した人が合わせて66.7%いました。

【介護事業所アンケートの調査結果から】

3 離職率が高い原因は(複数回答)

○「仕事がきつい(身体的・精神的)」と「職場の人間関係」と回答した事業所はそれぞれ60.9%ありました。

4 外国人人材の活用における課題は(複数回答)

○「介護記録等の書類作成に課題がある」と回答した事業所は72.5%、「利用者・家族との意思疎通が難しい」は68.7%、「職員との意思疎通が難しい」は53.5%ありました。

将来の医療・介護需要を適切に受け止めるために、高齢者が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れたまちで暮らし続けるための適切な医療・介護体制等を整備します。

また、介護人材の確保と定着支援に努め、介護事業所の抱える課題を軽減し、介護保険サービスが円滑に実施できるようにすることで、利用者が安心して介護サービスを利用できるようにします。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の取り組み

- ◇市民やその家族が在宅療養や在宅看取りを安心して選択できる体制を整備するため、医師などの多職種連携や人材育成を推進します
- ◇人生の最終段階における介護や医療について考えるきっかけづくりや、在宅療養や在宅看取りの周知のために市民啓発を実施します
- ◇地域ケア会議や地域支え合い協議会などと連携し、共通する課題の発見や情報共有、検討内容のフィードバックを行い、機能の補完を図ります

① 多職種連携の推進

高齢者が医療や介護が必要な状態となり、診療所や病院に通えない場合は、自宅等で医療や介護を受けることができます。住み慣れた自宅等で医療や介護を受けながら療養生活を送ることを在宅療養といいます。在宅療養では、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・ホームヘルパーなど、さまざまな医療と介護の関係多職種が要介護者を支えます。

在宅での療養を望む市民やその家族が、安心して在宅療養や在宅看取りを選択できる体制を整備するため、在宅療養を支える医療と介護の関係多職種が参加する「在宅療養連携会議」を継続的に開催し、在宅療養に係る課題の抽出や解決策、医療・介護の連携を推進するための具体的方法について検討を行います。

また、連携を推進するため、さまざまな事業を企画し、研修会等を実施することで、医療・介護関係多職種の連携を深め、関係機関同士のネットワークを構築します。その他、多職種の一層の連携強化を図るための取り組みを実施します。

ア 在宅療養連携会議の開催

医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取り組みを検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する「在宅療養連携会議」を開催します。

市内の多職種の合意形成をしつつ、在宅療養に関しての基本的な方向性を打ち出すとともに、関係者間で連携・協働して、さまざまな事業を企画し、実施します。

在宅療養連携推進の基本的方向性を検討する全体会議のほか、次の3つの専門部会を設置し、検討した内容を基に取り組みを充実させていきます。

【在宅療養連携会議の専門部会】

部 会 名	実 施 内 容
広報啓発 検討専門部会	市民に対し、在宅療養や人生の最終段階における介護や医療について広く周知する方法や内容を検討します。
連携手法 検討専門部会	多職種連携、病院と在宅療養支援スタッフとの連携など、連携推進に向けた研修会企画や連携の工夫について検討します。
研修・セミナー 検討専門部会	在宅医療に携わる医師を増やすためのセミナーや、介護職のための医療知識を学ぶ研修など、人材育成のための事業企画について検討します。

イ 多職種合同研修会の開催

在宅療養に関わる医療関係者・介護関係者が相互に理解しあい、ネットワークを広げることにより、在宅療養現場での連携を取りやすくするため、グループワークなどの参加型プログラムによる多職種合同研修会を開催します。

ウ 入退院時の多職種連携の推進

病院から退院し、在宅療養へ移行する場合、退院前に病院のスタッフと在宅療養を支援する医療と介護の関係者が集まり、退院後の在宅療養に向けた準備のための会議(カンファレンス)が行われます。

この時の関係者間の連携をスムーズに行うために作成した「横須賀市退院調整ルール」や「退院前カンファレンスシート」の活用について普及啓発を行います。

エ 在宅療養連携推進「よこすかエチケット集」の活用

在宅療養の現場の多職種連携での円滑なコミュニケーションや、多職種間の相互理解のために、知っておきたいマナーやエチケットをまとめた「よこすかエチケット集」を作成しています。

これを活用して、多職種の連携推進を図ります。また、在宅療養連携会議でエチケット集の内容について随時意見等を募集し、必要に応じて加筆や修正を行います。

オ 在宅療養ブロック連携拠点の設置・在宅療養ブロック会議の開催

市内を4つの地域に分け、在宅療養ブロック連携拠点を各地域内の病院に委託し、設置します。また、在宅療養ブロック連携拠点が事務局となり、在宅療養ブロック会議を開催します。

在宅療養ブロック連携拠点は、在宅療養ブロック会議を開催するほか、地域内の多職種連携研修会や勉強会などを企画開催します。さらに、在宅医療に係る専門職からの相談窓口も設置しています。

在宅療養ブロック会議は、在宅医の負担を軽減し、在宅医療を行う診療所の増加など、在宅医需要増大に対する受け皿の拡大を図ることを目指し、地域内の診療所の協力体制(診診連携)や、在宅医と病院の連携のための取り組みを行います。

【在宅療養ブロック連携拠点】

北ブロック連携拠点	西南ブロック連携拠点	中央ブロック連携拠点	東ブロック連携拠点
聖ヨゼフ病院	横須賀市立市民病院	衣笠病院	よこすか浦賀病院

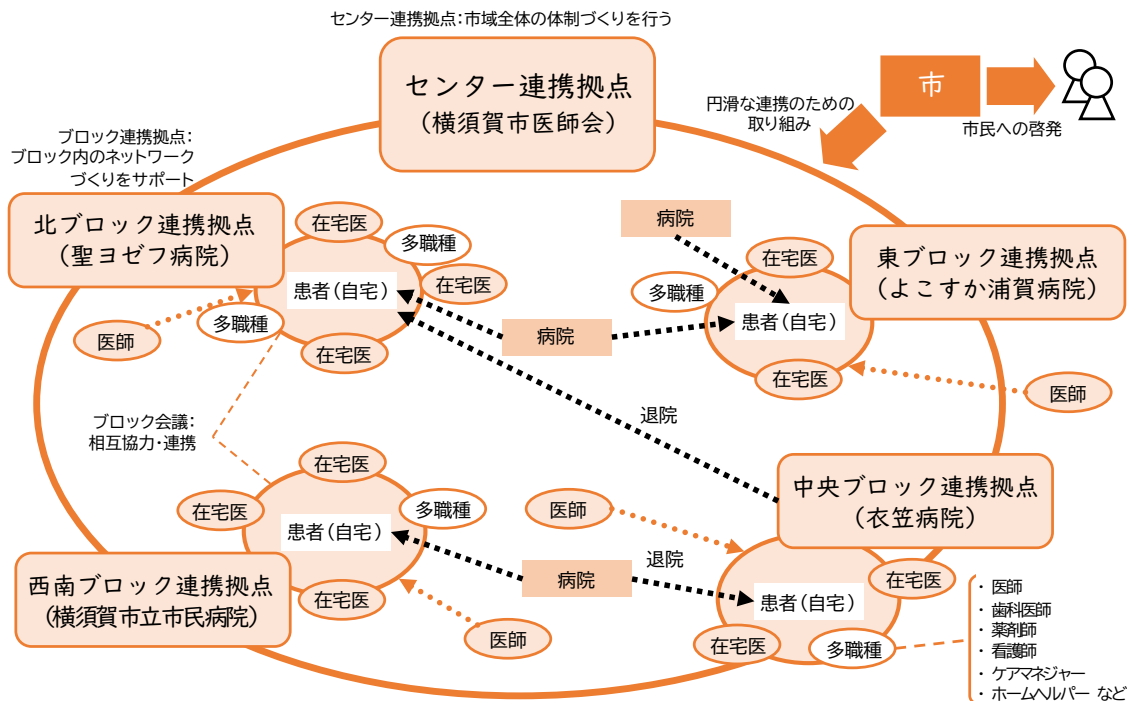
カ 在宅療養センター連携拠点の設置

在宅療養センター連携拠点を横須賀市医師会(かもめ広場)に委託し、設置します。在宅療養ブロック連携拠点間の連絡調整のほか、在宅療養に係る全市的な研修会、広報啓発活動、病院との協力体制づくりや、患者が急変した場合などに病院が入院を受けてくれる、病院と診療所の連携体制(病診連携)の仕組みづくりに取り組めます。

【在宅療養センター連携拠点の実施事業】

区分	実施内容
広域多職種合同研修会の開催	市とセンター連携拠点の主催で、多職種の顔の見えるネットワークづくりを目的とした研修会を開催します。
在宅医療街角出前講座の実施	市民に在宅医療についての理解を深めてもらうため、町内会や団体・グループなどの求めに応じ、医師などを派遣し、在宅医療に関する講義を行います。
病院長会議の開催	市内病院の病院長を構成員とした会議を開催し、市内における在宅療養連携推進体制の整備のため必要な事項などを協議します。
在宅患者情報共有システムの導入	患者が急変した場合の対応などスムーズな連携を可能とする、ICT(情報通信技術)を活用した「在宅患者情報共有システム」(通称「かもめネット」)を運用し、普及させていきます。
在宅患者入院支援登録システムの運用	在宅療養患者が、病状の悪化や検査・治療などで必要なときに病院に入院できるよう、事前に協力病院を登録しておくシステムを運用します。
ブロック連携拠点情報交換会の開催	ブロック連携拠点の取り組みについて相互に情報共有を目的とした情報交換会を開催します。

【在宅療養連携体制(センター連携拠点・ブロック連携拠点)イメージ図】



キ 二次医療圏内・関係市町の連携

医療の提供体制は、基本的に二次医療圏ごとに整備することとされています。特に病院からの退院調整の方策を病院と各市区町村の介護サービス関係者で協議するためには、二次医療圏単位での調整が必要です。

横須賀・三浦二次医療圏内にある自治体(※1)で設置した在宅医療・介護連携推進事業担当者会議を通じて、事業実施における情報交換や広域連携が必要な事項について協議を行います。

※1 横須賀・三浦二次医療圏内にある自治体…横須賀市、逗子市、鎌倉市、三浦市、葉山町の4市1町

② 市民啓発の推進

自分自身の人生の最終段階における介護や医療、延命措置について考えたり、家族と話し合ったりするきっかけとするため、また、在宅療養や在宅看取りについて市民に知ってもらうため、在宅療養に関する市民啓発イベントやまちづくり出前トークを実施し、啓発冊子を作成、配布して市民啓発を行います。

ア 在宅療養に関する市民啓発イベントの開催

在宅療養や在宅看取りという選択肢について広く市民に知ってもらうことや、自分自身の人生の最終段階における介護や医療、延命措置について考える機会としてもらうため、専門家による講演やブース出展等の市民啓発イベントを開催します。

イ まちづくり出前トークの実施

町内会・自治会、地域団体、学習会・サークルなどのグループの求めに応じて、人生の最終段階における医療や在宅療養、あるいは地域医療やかかりつけ医のことなどをテーマに、市の職員が出向いて説明し、市民の理解を深めます。

ウ 啓発冊子などによる啓発

在宅療養に関する啓発冊子「在宅療養ガイドブック」の作成と配布、広報よこすかへの掲載、その他の媒体を活用し、市民へ在宅療養について周知します。

また、病名の告知や延命治療の希望の有無など人生の最終段階における医療について、市民が具体的に考えたり、家族と話し合ったりするきっかけとするための啓発ツールとして、「横須賀版リビング・ウィル」を周知します。

【在宅療養ガイドブック～最期までおうちで暮らそう(左)/ときどき入院・入所 ほぼ在宅～(中央)】
【横須賀版リビング・ウィル(右)】



エ 在宅医療対応診療所の紹介

市民が在宅医療に対応する医療機関を把握できるよう、ホームページや、市民便利帳を活用し、情報提供します。

③ 人材育成の推進

在宅療養・在宅看取りの需要増加への対応として、在宅医など在宅療養を支える多職種の増加のため、また、多職種の能力向上を図り在宅療養の質を高めるため、開業医を対象とした在宅医療セミナーや在宅医同行研修、その他各種セミナーを開催して人材育成を実施します。

ア 開業医対象の在宅医療セミナーの開催

在宅医療に取り組む診療所を増やすことを目的に、開業医に在宅医療についての関心を高めてもらう内容のセミナーを開催します。

イ 在宅医同行研修の実施

在宅医療に取り組む動機づけとして、また、在宅医療への理解を深めてもらうことや、多職種の連携推進を目的として、ベテラン在宅医の訪問診療に在宅医療に関心のある医師や看護師等が同行する研修を実施します。

ウ 病院職員を対象とした在宅療養出前セミナーの開催

在宅療養に係る病診連携を進めるためには、病院勤務の医師や看護師などの医療スタッフに在宅療養現場の認識を深めてもらう必要があります。そこで、より多くの病院スタッフに参加してもらうため、在宅医を講師とし、病院勤務医などを対象とするセミナーを病院内で開催します。

エ 介護職を対象とした在宅医療セミナーの開催

ケアマネジャーやホームヘルパーなどの介護職は、医療についての知識や経験が少ない場合、医師や看護師との連携がうまくいかないことがあります。医療関係者とのコミュニケーションを円滑にし、効果的な連携ができるように、医療に関する基礎的な知識を習得するためのセミナーを開催します。

オ かかりつけ医セミナーの開催

かかりつけ医の在宅医療参入の動機づけと、多職種の連携推進を目的に、医師および医療・介護の多職種を対象としたセミナーを開催します。

(2) 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化

- ◇介護従事者の確保・定着および外国人介護従事者の受け入れを支援します
- ◇介護の仕事の魅力を発信し理解を広げます
- ◇介護保険サービス事業者の市に対する各種届出等を見直すことで事業者の負担軽減を図ります

① 介護施設等の人材育成支援

介護従事者を確保するためには、賃金水準の向上などさらなる処遇改善を図り、社会的評価を高めていくことが必要です。

本市では、介護従事者の処遇改善について引き続き国に働きかけを行っていくとともに、介護施設等における介護従事者の確保・定着への支援に取り組みます。良好な人間関係や仕事のしやすさ等、「働きやすい職場環境」をつくる一助となるようなコミュニケーション技術等の研修を行い、介護施設等職員の離職防止や定着を支援します。

ア 介護施設を対象とした研修の実施

平成21年度から令和元年度まで、職場リーダー養成研修(旧 OJT 研修)とコミュニケーション研修を実施してきました。

第8期計画期間においては、より効果的な研修を目指し、介護施設の意見も参考に、モニター(講師派遣型)研修を実施します。

具体的な研修内容は、講師が介護施設に出向き、介護現場の状況に応じたアドバイス等を行います。

【「集まれ未来ヘルパー2019」より】



(写真提供:横須賀市訪問介護事業所連絡協議会)

【職場リーダー養成研修コース数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	1コース	1コース	中止	—	—	—
参加者数	18人	11人	—	—	—	—

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※1コース3日

【コミュニケーション研修開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	1回	1回	1回	—	—	—
参加者数	17人	9人	11人	—	—	—

※令和2年度は、研修内容をメンタルケア・ストレスマネジメント研修に変更して実施

【モニター研修実施施設数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設数	—	—	—	3施設	3施設	3施設

※見込み量

イ 地域密着型サービス事業所を対象とした研修の実施

平成22年度からグループホーム等を対象としたコミュニケーション研修を実施し、平成30年度からは対象を通所系サービスまで拡充し、1コースから2コースに増やしました。

研修は受講者からの評価も良く、また未受講の事業所も多いため、引き続き実施します。

【地域密着型サービス事業所向け研修コース数および参加者数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	2コース	2コース	中止	2コース	2コース	2コース
参加者数	40人	41人	—	40人	40人	40人

※1コース2日

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度以降は見込み量

② 介護ロボットの導入支援

平成30年度から、介護ロボットの試用貸し出しを実施しています。

介護ロボットは、介護従事者の負担軽減につながると期待されています。本市においては、介護施設等における介護ロボットの導入を支援することにより、負担軽減を図り、定着促進につなげます。

一定期間試用することにより、介護従事者が現場で介護ロボットの操作や運用を確認し、時間をかけて検討できるため、引き続き貸し出しを実施します。

【介護ロボット試用貸出事業所数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業所数	12カ所	16カ所	15カ所	15カ所	15カ所	15カ所

※令和2年度以降は見込み量

③ 介護の仕事の魅力発信(介護職員出前講座の実施)

平成28年度から、介護従事者が中学校等に出向き、介護職の魅力ややりがいなどの講話や、福祉機器体験を出前講座の形式で行う介護職員出前講座を継続して実施しています。

平成30年度からは、キャリア教育と連携して、キャリア教育か介護職員出前講座を選択して、より多くの学校に活用してもらえるようにしています。

介護従事者の不足に対する方策の一つとして、介護を支える人材の裾野を広げていくことが必要です。そこで、中学生等の若い世代を対象とし、介護職への理解を深めてもらう取り組みを行い、将来の介護従事者の確保へ布石を打ちます。

第8期計画期間も引き続き実施していきます。

【介護職員出前講座およびキャリア教育の開催学校数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
学校数	10校	9校	中止	10校	10校	10校

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度以降は見込み量

④ 外国人介護人材の育成支援

平成29年度から、経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補生への日本語研修と受け入れ施設職員向けの研修を実施してきました。

第8期計画期間においては、経済連携協定(EPA)の候補生に加え、外国人技能実習生(介護職種)等と受け入れ施設職員への研修も実施することで、外国人介護従事者の育成を支援します。

ア 外国人介護従事者を対象とした日本語研修等の実施

介護現場に必要な日本語の研修を引き続き実施し、併せて本市での生活を楽んでもらえるような、本市の魅力や暮らしに役立つ情報を提供します。

【介護についての日本語研修コース数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	1コース	1コース	1コース	2コース	2コース	2コース
参加者数	7人	7人	9人	14人	14人	14人

※1コース5日

※令和2年度以降は見込み量

イ 受け入れ施設職員への研修実施

受け入れ施設の職員を対象とした研修を引き続き行うことで、外国人介護従事者を受け入れやすい環境づくりを支援します。

【受け入れ職員研修開催回数および参加者数】

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	1回	1回	1回	2回	2回	2回
参加者数	4人	4人	2人	8人	8人	8人

※令和2年度以降は見込み量

⑤ 多様な機会における介護人材確保支援

施設・事業所等と協力して、介護従事者の確保が期待できる取り組みを積極的に支援します。

ア 合同企業説明会等

市内で行われる就職説明会等において、開催の周知や後援などを行うことで、介護従事者確保の機会を支援します。

(参考)

【企業説明会および参加企業数等(令和元年度)】

区 分	参加企業数	うち介護・福祉関係
外国人材受入セミナー	32社	10社
外国人技能実習生研修施設見学バスツアー	16社	3社
定年退職予定自衛官対象合同企業就職説明会	30社	5社

※いずれも本市で実施

【企業説明会および参加企業数等(令和2年度)】

区 分	参加企業数	参加人数
外国籍介護人材雇用セミナー	4社	—
外国人等の就職相談会・面接会	5社	23人

※参加企業はいずれも介護・福祉関係

※いずれも本市で後援

イ ネパールからの人材受け入れ

市内中小企業の人手不足の中、新たな人材の選択肢として、ネパール人材の導入を検討しています。

【企業説明会および参加企業数等(令和元年度)】

区 分	参加企業数	うち介護・福祉関係
ネパール人材活用セミナー	29 社	13 社

⑥ 介護分野の文書に係る負担軽減

高齢化の進展により、介護人材の不足が懸念される中、介護従事者が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、介護現場の業務効率化の必要性は高まっています。

こうした状況の中、国は「介護分野の文書にかかる負担軽減に関する専門委員会」において文書負担軽減について検討を進めています。

本市においても、事業者の負担軽減を図るため、これまでも新規指定申請以外の全ての申請書類等について、原則郵送による申請とする取り組みや一部書類について押印を不要とする取り組みを実施しています。

今後はこれらの取り組みを継続するとともに、介護予防サービス、地域密着型サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業の申請書類を整理、集約し、さらなる負担軽減を図ります。

また、国の検討結果を踏まえてさらなる負担軽減に向けた取り組みについて検討します。

(3) 高齢者施設等における災害および感染症に対する備え

◇災害・感染症発生時に必要となる取り組みについて、事業者と連携しながら実施することで高齢者の安全を守るよう努めます

① 災害に対する備えの推進

近年、大規模な風水害の発生が増加していることなどを踏まえて、高齢者施設における災害への備えについて検討する必要性が生じています。

災害発生時に高齢者の安全を守るためには、避難経路の確認、避難訓練の実施、防災計画等の具体的な災害対策計画の策定、食料、飲料水、生活必需品等の物資の確保といった平時からの備えが非常に重要となります。

今後、災害に備えるために、事業者に対しては避難訓練の実施や計画の策定、必要物資の確保など平時における取り組みの実施を推進するとともに、それらの実施状況について確認を行います。

② 感染症に対する備えの推進

高齢者施設における感染症の発生や拡大は、入居者である高齢者の命に関わる重要な問題です。

高齢者を取り巻く環境は、インフルエンザ、ノロウイルスといった感染症に加えて新型コロナウイルス感染症の発生により、さらに危険の度合いを増しています。

こうした状況の中、感染症から高齢者の命を守り介護サービスの安定的な継続の実現を図るため、市および事業者には平時からこれに備えることが求められています。

今後の感染症の発生や拡大に備え、事業者に対して事業所等の職員が感染症に対する正しい知識や理解を有した上で業務に当たることができるよう、感染症対策マニュアルや国、県からの通知等を周知し、事業所および職員の意識を啓発するよう努めます。

また、感染症の急速な拡大によるマスク等の衛生物資の不足に対処できるよう、平時から衛生物資の備蓄等の取り組みについて事業者と連携して実施するよう努めます。

4 認知症施策の推進

認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和7年(2025年)には65歳以上の約5人に1人が認知症と見込まれており、加齢とともに有病率は上がっていきます。

令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が、認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられました。今後も認知症施策の推進が期待されています。

【一般高齢者アンケートの調査結果から】

1 あなたがもし認知症になった場合、自らの生活についてどのようなイメージを持っていますか。(3つまで選択)

○認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入所してサポートを利用することが必要になると回答した人は、24.6%いました。

○まったくイメージできないと回答した人は、28.3%いました。

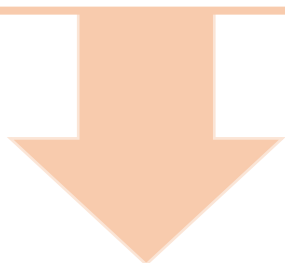
○認知症になるイメージがつかない、認知症になると地域で生活できなくなると不安を感じている人が、半数いることが分かりました。

2 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

○「はい」と回答した人は31.1%いました。

○「いいえ」と回答した人は66.6%いました。

認知症の相談窓口の周知が不十分であることが分かりました。



認知症の発症を遅らせ、また、認知症になり生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しながら、周囲や地域の理解と協力により、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らし続けることができる社会を目指します。

(1) 認知症予防の推進

- ◇認知症に関する正しい理解を進め、予防効果のある行動を促すことで、認知症の発症を遅らせます
- ◇現在の認知機能を正しく把握し、データを継続的に管理・集積することで、予防活動の効果を検証していきます

① 早期発見のための取り組み

ア 認知機能評価(ファイブコグ検査)の実施

認知機能の状態を把握し、認知症の早期発見につなげるため、認知機能評価(ファイブコグ検査)(※1)を令和3年度から「認知症予防教室」(96ページ)で実施します。(令和2年度までは講演会等で実施。)併せて、経年的にデータを集積していくことで、予防活動の効果を検証していきます。

- ※1 認知機能評価(ファイブコグ検査)…DVD映像を見ながら短時間に認知機能を確かめられる、一般高齢者用の検査 Five Cognitive Functionの略。①記憶、②注意、③言語、④視空間認知、⑤抽象的思考の5つの脳認知機能と手先の運動機能を評価し、年齢・性別・教育年数によって基準化され、同じ教育年数の同年齢の人との比較ができる検査

【ファイブコグ検査回数および検査人数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
検査回数	4回	2回	6回	10回	10回	10回
検査人数	120人	31人	120人	300人	300人	300人

※令和2年度以降は見込み量

イ もの忘れ相談の実施

認知症に対して不安のある人やその家族を対象に、専門医による個別相談会を実施し、認知症の早期発見、早期治療、適切なケアにつながるよう支援します。

市内には、認知症疾患医療センター(※2)や、物忘れ外来などの専門外来、精神科外来のある医療機関があります。認知症の状態に応じて、適切な医療機関を案内するなどの対応をしています。

- ※2 認知症疾患医療センター…都道府県や指定都市により、認知症専門医療の提供と介護サービス事業所との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関。神奈川県内では9カ所、市内では1カ所(久里浜医療センター)が指定されています。

【もの忘れ相談会開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	23回	18回	20回	24回	24回	24回
参加者数	51人	37人	60人	72人	72人	72人

※令和2年度以降は見込み量

② 認知症予防のための取り組み

ア 認知症予防講演会の開催

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や社会参加による社会的孤立の解消などが認知症の発症を遅らせることができるといわれています。

認知症に関する正しい理解を普及啓発するために、認知症予防講演会を開催します。

【認知症予防講演会開催回数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	1回	2回	1回	1回	1回	1回
参加者数	173人	182人	100人	200人	200人	200人

※令和2年度以降は見込み量

イ 認知症予防教室の開催

令和2年度までは、コグニサイズ(※1)とグループワークを行う「やわらか脳体操教室」と、グループ活動を通じた認知機能の維持・改善を図る「スカッと脳力アップ教室」を開催していました。

参加者の認知機能の状態把握から、認知症予防の取り組みまでを一体的に実施するため、教室内容を見直しました。令和3年度からは、ファイブコグ検査、認知機能の維持・改善を図るためのコグニサイズ、生活改善に関する内容を併せた「認知症予防教室」を実施します。

※1 コグニサイズ…全身を使った中強度程度の負荷がかかる運動と認知課題(計算・しりとりなど)を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「スカットと能力アップ教室」の開催を中止し、「やわらか脳体操教室」のコース回数と定員を見直して実施しました。

【やわらか脳体操教室コース数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	4コース	4コース	4コース	—	—	—
定員	2コース 30人 2コース 20人	2コース 30人 2コース 20人	30人	—	—	—
実参加者数 (延参加者数)	79人 (延272人)	77人 (延246人)	120人 (延600人)	—	—	—

※平成30年度、令和元年度は1コース4日、令和2年度は1コース5日

※令和2年度は見込み量

【スカットと能力アップ教室コース数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	3コース	2コース	中止	—	—	—
定員	20人	20人	中止	—	—	—
実参加者数 (延参加者数)	27人 (延230人)	32人 (延318人)	中止	—	—	—

※1コース13日

【認知症予防教室コース数および参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コース数	—	—	—	8コース	8コース	8コース
定員	—	—	—	30人	30人	30人
実参加者数 (延参加者数)	—	—	—	240人 (延1,200人)	240人 (延1,200人)	240人 (延1,200人)

※1コース5日

※見込み量

(2) 認知症高齢者・介護者の支援の充実

- ◇認知症の人や認知症と疑われる人が、できるだけ早期に診断を受け、今後の生活について相談できるよう継続的な支援体制を構築します
- ◇認知症の人、介護者が孤立しないよう、支援機関の連携を深めていきます

① 認知症初期集中支援事業の実施

認知症初期集中支援チーム(横須賀にこっとチーム)を医療機関に委託し、市内に4チームを設置しています。

認知症専門医の指導の下、医療と福祉の専門職が認知症の人やその家族(対象者)を訪問し、認知症についての助言を行い、医療機関の受診や介護サービスの利用を勧奨するなど初期段階での包括的かつ集中的な支援を行います。

より多くの機関から対象者へ本事業を案内できるよう、民生委員児童委員など地域を支える人たちや、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に広く周知します。

チーム、地域包括支援センターおよび市で情報共有を行うため、チームごとに毎月「にこっとチーム員会議」を開催し、支援対象者の状況把握とその後の方針を決定します。

また、4チーム合同で勉強会を兼ねた「にこっとチーム員連絡会」を実施し、チームの課題等、活発な意見交換をすることで、スキルアップを目指します。

さらに、チーム以外の関係機関を加えた「認知症高齢者等支援連携会議」を年2回開催し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、事例検討を通して地域の特色に応じた対応力を強化していきます。

【認知症初期集中支援チーム新規相談件数】

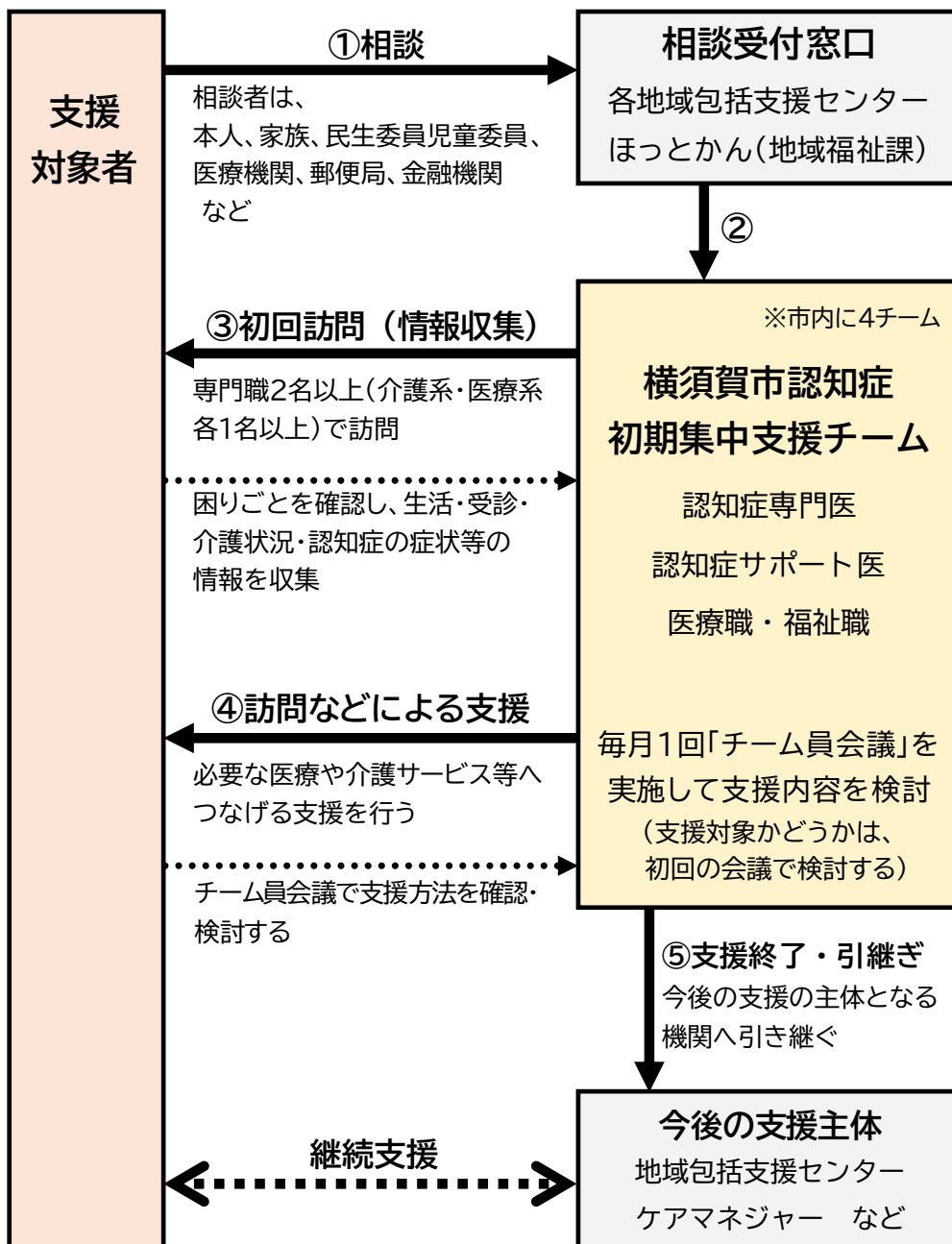
区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規相談件数	47件	49件	50件	60件	65件	70件

※令和2年度以降は見込み量

【横須賀にこっとチーム支援の流れイメージ図】

横須賀にこっとチーム 支援の流れ (横須賀市認知症初期集中支援チーム)

- 「①相談」から「⑤支援終了・引継ぎ」までの一連の支援は無料です。
- 支援の期間はおおむね6か月です。



② 横須賀にこっとSOSネットワークの周知

横須賀にこっとSOSネットワークは、認知症の人が行方不明になってしまったとき、協力機関(※1)に行方不明者の情報を提供し、認知症の人が一刻も早く家族の元へ帰るためのネットワークです。SOSネットワークを周知し、認知症の人の事前登録を促すことで、本人やその家族が安心して暮らせる環境をつくります。

さらに、よこすかオレンジLINEを活用して認知症オレンジパートナー(※2)などと情報共有することで、いち早く行方不明者を発見する仕組みを構築していきます。

※1 現在の協力機関は、行政センター、地域包括支援センター、横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会、横須賀市通所事業所連絡協議会です。協力機関の方には、具体的な搜索活動を依頼するのではなく、通常の業務の範囲内で協力を依頼します。

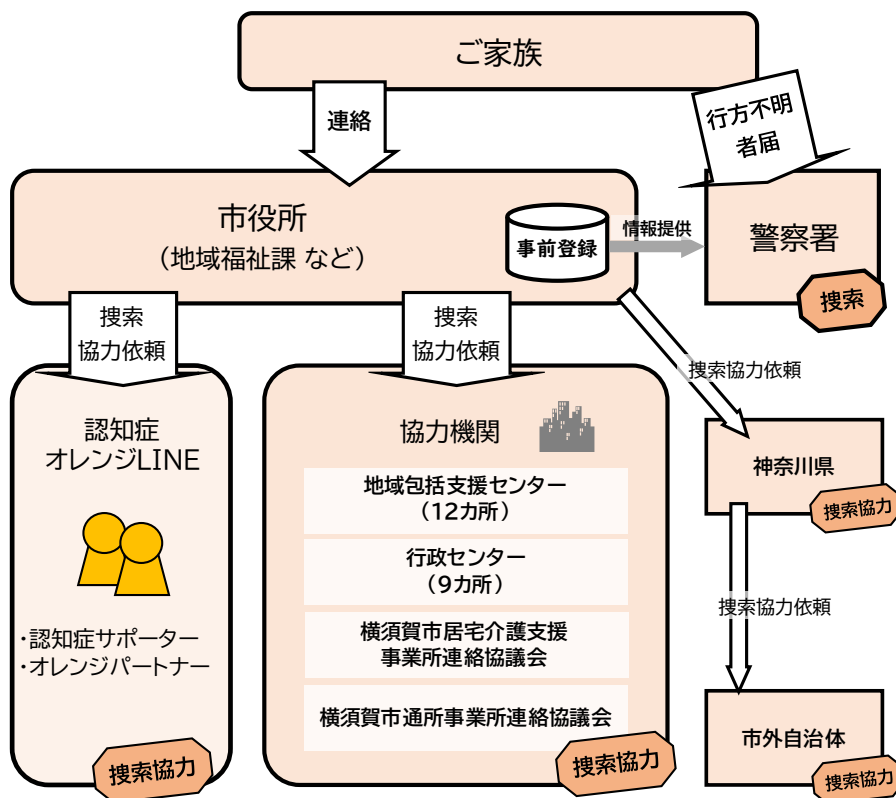
※2 認知症オレンジパートナー、よこすかオレンジLINEは(3)認知症共生社会に向けた地域づくりの推進102～103ページに記載

【横須賀にこっとSOSネットワーク事前登録者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
登録者数	85人	90人	100人	100人	100人	100人

※令和2年度以降は見込み量

【横須賀にこっとSOSネットワークの仕組み】



③ 認知症の各種相談・支援の実施

ア 認知症相談窓口の設置

ほっとかん(市地域福祉課)と地域包括支援センターが身近な認知症相談窓口であることを周知します。相談内容に応じてにこっとチームや、医療・介護サービス等の機関につなげるなど、適切な支援に努めます。

【横須賀市における電話および窓口の認知症相談件数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談件数	2,385件	1,819件	2,000件	2,000件	2,000件	2,000件

※令和2年度以降は見込み量

イ 認知症ケアパスや認知症情報小冊子の発行

認知症の進行に合わせて受けられる医療・介護サービスなどの「ケアの流れ」をまとめた、「認知症ケアパス(にこっとパス)」や認知症に関する正しい理解を促すための小冊子「認知症お役立ちBOOK横須賀版」を作成し、認知症に不安を抱える人を支援します。

【認知症ケアパス(にこっとパス)および認知症お役立ちBOOK配布数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
にこっとパス 配布数	7,272部	7,186部	5,000部	5,000部	5,000部	5,000部
お役立ちBOOK 配布数	—	—	1,000部	3,000部	3,000部	3,000部

※令和2年度以降は見込み量

ウ 認知症高齢者介護者の集いの開催

介護者同士の情報交換や、介護の苦勞・悩みを共有する場を提供し、介護負担を軽減できるよう支援します。また、集いに参加できない介護者にも会報を発行し、介護者の孤立を防止します。

エ 多職種セミナーの開催

医療関係者と介護関係者が連携し、対応力を高めるためのセミナーを開催します。多職種同士がお互いの顔を合わせて仕事内容を知ること、地域での連携を深めていきます。

(3) 認知症共生社会に向けた地域づくりの推進

- ◇認知症に関する正しい知識や理解を深め、地域における理解者・支援者を増やします
- ◇認知症の理解が進むことで、疾患への偏見・不安が軽減され、認知症の人の意思が尊重される地域づくりを目指します

① 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識や理解を深めるため、「認知症サポーター」の養成講座を市民・企業・金融機関・学校などを対象に実施します。

平成19年の養成開始から、年間約2,000人を養成してきました。令和3年度からの養成見込み数は1,000人としますが、よこすかオレンジLINEなどを活用し、より多くの方が地域において認知症の人のよき理解者・支援者となるよう取り組みます。

【認知症サポーター養成講座養成者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養成者数	2,089人	1,921人	300人	1,000人	1,000人	1,000人

※令和2年度以降は見込み量

② 認知症オレンジパートナーの養成

認知症サポーターのステップアップとして、平成29年度から「認知症オレンジパートナー」の養成を開始しました。認知症サポーター養成講座を受講した人のうち、認知症に関する理解をより深め、支援者として具体的な活動を行う意欲がある人に認知症オレンジパートナー養成講座を実施します。

認知症オレンジパートナーは認知症カフェや地域における各種地域活動の運営・支援に携わることが期待されます。

【認知症オレンジパートナー養成者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養成者数	県事業	21人	—	25人	25人	25人

※令和2年度はオレンジパートナーに対するフォローアップ講座を実施

※令和3年度以降は見込み量

③ チームオレンジの構築

認知症の人のよき理解者・支援者である認知症サポーターと、さらに、具体的な活動を行う認知症オレンジパートナーを、認知症の人や家族と結びつけ、見守り・声かけ・話し相手などの支援を行うための、チームオレンジを構築していきます。

④ 認知症カフェへの支援

認知症の人やその家族が気軽に相談でき、また居場所となる認知症カフェが市内の医療機関や地域の有志等により開催されています。その自発的な取り組みを支援するため、市の認知症地域支援推進員が定期的な情報収集等を行い、チームオレンジ構築などのネットワークの強化に取り組むとともに、認知症ケアパス等への掲載を行い、周知に努めます。

⑤ 「よこすかオレンジLINE」を活用した地域づくり

令和2年9月1日に、本市の公式LINEアカウントに「よこすかオレンジLINE」を開設しました。認知症サポーターをはじめ、認知症に興味・関心のある市民に登録を促します。登録者に、認知症本人や家族からの情報、認知症に関連する情報などを定期的に発信することで、認知症に理解ある地域づくりを進めていきます。

また、認知症の人が行方不明になったときに、よこすかオレンジLINEを活用して、より多くの人に搜索協力の依頼ができる体制を構築していきます。



【よこすかオレンジLINEを活用した認知症行方不明者搜索のフロー図】



認知症サポーターへの概略情報発信(例)

LINE 横須賀市

小川町在住の80代女性が、8月10日15時ごろ、市役所前で行方不明になりました。髪は白髪です。

概略情報

- 年代
- 性別
- 住んでいる町名
- 身体的特徴
- 行方不明発生日時
- 最後に確認された場所など

認知症オレンジパートナーへの詳細情報発信(例)

LINE 横須賀市

小川町在住の横須賀花子さん(1940年8月8日生まれ80歳)、女性が8月10日15時ごろ、市役所前で行方不明になりました。髪は白髪です。アルツハイマー型認知症のため自分でお名前は言えません。

詳細情報

- 氏名
- 年齢
- 生年月日
- 認知症の病名、程度
- 写真など

本人写真

※個人情報を発信するため、市側で認知症オレンジパートナーに登録しているか、審査を行います。

(4) 若年性認知症の支援、社会参加支援

◇若年性認知症の人の認知機能が低下しても、自分でできることを可能な限りし続けられるよう、地域で支え合う仕組みを強化していきます

① 若年性認知症の理解のための啓発

若年性認知症は経済的な課題や家庭での課題など、高齢期の認知症とは異なる課題を抱えているため、多様な支援が必要です。

まずは、本人や周りの人が日常生活における変化に気づくことができるよう、チェックリストを掲載した周知啓発のためのパンフレットを配布します。

② 本人発信の支援

若年性認知症に関する理解を進めるとともに、若年性認知症と診断された人の不安を軽減するため、若年性認知症当事者が、認知症への向き合い方や生活の工夫など、認知症になっても自分らしく生きていくための情報発信をできるよう体制を整備します。

③ 若年性認知症支援コーディネーターとの連携

神奈川県の若年性認知症支援コーディネーターとの連携を強化し、若年性認知症の人やその家族の相談、支援を行っていきます。

ハローワークや就労支援サービス事業所(※1)と連携し、可能な限り就労による社会参加ができるよう支援していきます。

※1 就労支援サービス事業所…障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労移行支援サービス、就労継続支援サービス、就労定着支援サービスを提供する事業所

④ 若年性認知症のつどいの開催

若年性認知症当事者の会である「よこすか若年性認知症の会たんぼぼ」と、「神奈川県認知症の人と家族の会」と協力して、若年性認知症のつどいを開催します。本人やその家族が安心して参加できるよう、認知症オレンジパートナーとも連携を図ります。

【若年性認知症のつどい開催回数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	6回	6回	4回	6回	6回	6回

※令和2年度以降は見込み量

【若年性認知症のつどい参加者数】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
本人・家族	91人	82人	40人	120人	120人	120人
ボランティア ・支援者	116人	114人	50人	120人	120人	120人

※令和2年度以降は見込み量